

平成24年第3回
美唄市議会定例会会議録
平成24年9月7日(金曜日)
午前10時00分 開議

市立美唄病院事務局長 高 倉 雄 治 君
消 防 長 後 藤 樹 人 君
総務部総務課長 佐 藤 崇 君
総務部総務課主査 平 野 太 一 君

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 一般質問

教育委員会委員長 工 藤 勝 善 君
教育委員会教育長 安 田 昌 彰 君
教育委員会教育部長 伊 藤 敦 史 君

◎出席議員(14名)

議 長 内馬場 克 康 君
副議長 小 関 勝 教 君
1 番 倉 本 賢 君
2 番 長谷川 吉 春 君
3 番 谷 村 知 重 君
4 番 丸 山 文 靖 君
5 番 本 郷 幸 治 君
6 番 森 川 明 君
7 番 吉 岡 文 子 君
8 番 桜 井 龍 雄 君
9 番 金 子 義 彦 君
10番 高 田 正 則 君
11番 五十嵐 聡 君
13番 土 井 敏 興 君

選挙管理委員会委員長 後 藤 泰 彦 君
選挙管理委員会事務局長 佐 藤 崇 君

農業委員会会長 西 川 芳 勝 君
農業委員会事務局長 吉 田 寿 幸 君

監 査 委 員 扇 谷 均 君
監 査 事 務 局 長 鎌 田 覚 君

◎事務局職員出席者

事 務 局 長 中 平 匡 司 君
次 長 三 上 忠 君

午前10時00分開議

●議長内馬場克康君 これより本日の会議を開きます。

◎出席説明員

市 長 高 橋 幹 夫 君
副 市 長 藤 井 英 昭 君
総 務 部 長 市 川 厚 記 君
市 民 部 長 山 崎 一 広 君
保健福祉部長兼福祉事務所長 中 川 直 紀 君
商工交流部長 奥 山 隆 司 君
農 政 部 長 須 田 正 毅 君
都市整備部長 山 口 隆 慶 君

●議長内馬場克康君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

5 番 本郷 幸治議員

6 番 森川 明議員

を指名いたします。

●議長内馬場克康君 次に日程の第2、一般質問に入ります。

発言通告により、順次発言を許します。

11 番、五十嵐聡議員。

●11 番五十嵐聡議員（登壇） おはようございます。平成 24 年第 3 回定例会にあたり、大綱 4 点について市長並びに教育長にお伺いいたします。

大綱の 1 点目は、農業行政についてであります。今年は、記録的な豪雪により、住宅や建物に多くの被害を受けました。特に、農業ハウス等の倒壊、被害は甚大であり、それに対する資材購入に対しては市も助成、支援をしていただきまして、農業者の一人として感謝をしているところでございます。雪解けの遅れの影響で秋まき小麦の廃耕もあり、春作業は平年より遅れましたが、その後は天候にも恵まれ生育は順調と考えておりますが、水稻においては一部に倒伏も目立ち、また 9 月に入っても暑い日が続いており高温障害も懸念しております。そこでお聞きします。収穫が終了した作物もありますが、本市の主要農作物の作柄・作況をお伺いいたします。

農業を発展させていくためには、生産者自ら農産物の加工販売まで一元に行っていくことも必要と考えております。市長は、農商工連携による地域経済の活性化を図るため、地元農産物素材の有効活用や加工分野の拡充により商品の高付加価値化を図り、農産物特産品販売のネットワーク化を図ると述べておられました。まさに、これらの農業活性化、農業振興には欠かせないことと考えております。そこでお聞きします。1 つに、農業の 6 次産業化を進める上でも農産物の加工処理は欠かせません。農産物加工施設の推進の考え方を伺いいたします。2 つに、農産物や特産品

販売のネットワーク化は、どのように取り組んでおられるかお伺いいたします。

大綱の 2 点目は、地域まちづくりについて、美唄市都市計画マスタープランにおいて、北部地域は空知団地があることから、本市の工業と農業振興の拠点となるまちづくりをめざし、テーマを産業の拠点となるまちづくりといたしております。空知団地には、ここ数年企業の進出がない状態が続いております。これまで雪冷熱エネルギーを活用した食糧備蓄基地構想やデータセンターなどの誘致活動を進められてこられました。空知団地に多くの企業・団体が視察に訪れたとも聞いておりますが、企業誘致に向けたこれまでの取り組みをお伺いいたします。

次に、北部地域の振興についてであります。この地域は市内の中でも過疎化、高齢化が進んでいる地域で、国道 12 号線拡幅工事に伴いコンビニが撤退以来、商店がない地域でもございます。そういったこともありまして、茶志内全域の 5 連合会と日東連合会、中村連合会地域がまとまりまして、旧美唄警察茶志内駐在所の跡地で来年度、農産物等の直売所の設置へ向けて検討をしていると聞いております。開設に向けては、周辺整備等を市に要望していると伺っております。そのことに対して、市はどのような支援を考えているのかお伺いいたします。

大綱の 3 点目は、市立美唄病院について伺います。一つに、平成 21 年度から 23 年度までの 3 年間の資金不足比率計画値及び実績値の推移について。2 つに、過去 3 カ年における一般会計からの繰り入れについて。3 つに、過去 3 年の経常収支の状況について。4 つに、

これまでに実施した耐震診断平成 27 年度までとされる耐震対策について。5 つに、労災病院機構との改めての再協議について。6 つに、美唄市医師会の協力を得て実施している救急医療の当直医師についてどのような体制で行われているのかお伺いいたします。

大綱の 4 点目は、教育行政について教育長にお伺いいたします。

1 点目は、昨年 10 月、滋賀県大津市の中学 2 年生の男子生徒がいじめが原因で自殺。その事が今年 7 月にいじめの内容や学校、教育委員会などの対応の悪さが明るみになり大きな社会問題となっております。道内におきましても、平成 17 年滝川市で小学校 6 年生の女子生徒、先日 5 日札幌市におきましてもいじめが原因かどうかはまだわかりませんが、中学 1 年生の男子生徒が自ら命を絶つという大変痛ましい事件がありました。そこで、お聞きします。

1 点目、大津市での事件後、を北海道教育委員会から改めて実態調査や指導等があったのか、また市として押さえているいじめの実態とその状況及び防止対策についてお伺いいたします。

2 点目は、不登校やいじめなど、子どもたちが抱える問題を心理的な面からサポートするスクールカウンセラーが学校に配置されていると聞いておりますが、配置や活動内容、また文部科学省では来年度以降配置の拡充を行っていくとのことですが、本市として配置の拡充を求めていくのかお伺いいたします。

3 点目は、昨年の 12 月第 4 回定例会で取り上げました教職員の勤務実態調査について、

各学校から提出された書類をもとに、北海道教育委員会を中心に調査し 8 月に結果をまとめるとの答弁がございました。北海道教育委員会から、どのような調査結果が示されたのかお伺いいたします。

4 点目は、最近残念なことに教職員の不祥事の報道を多く目にすることがございます。本市に勤務する教職員の不祥事、処分状況について、過去 5 年間の実態をお伺いいたします。

以上で、この場からの質問を終わります。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 五十嵐議員の質問にお答えいたします。

初めに、農業行政について、本年の主要農作物の作柄・作況についてであります。水稲は、播種・移植作業が遅れてスタートをいたしました。6 月、7 月の好天で生育は平年並みに回復し、総粒数は平年より多く、稔実割合は平年並みで、いもち病の発生も少ない状況と聞いております。小麦は、根雪期間が長かったことにより雪腐病の発生があったほか、6 月の少雨による干ばつの影響も受け、莖数・穂数が平年より少ない状況でしたが、7 月中旬以降の好天により登熟が進んだことから、一部調製作業が残っているものの品質は平年並みと聞いております。大豆は、6 月から 7 月にかけての少雨の影響で生育が停滞をしましたが、8 月の好天で成育は回復傾向にあり、ほ場ごとの差はありますが、おおむね登熟は順調であると聞いております。タマネギは定植作業が遅れたほか、6 月の干ばつの影響で小玉傾向にあるものの 8 月上旬の適度な降雨により成育は回復し、現在、収穫作

業が進められているところですが、昨年よりも収量が増えるものと聞いております。アスパラは、ハウス栽培では豪雪によるハウスの倒壊の影響もあり作業遅れが生じましたが、昨年より収穫量は増えていると聞いております。また、露地栽培では6月の干ばつの影響により、昨年より減収しております。ハスカップは、豪雪による枝折れや6月の干ばつの影響で実入りが少なく、また粒が小さかったために昨年より減収しております。今年は、豪雪や6月の干ばつの影響を受けた作物もあったものの、生産者の皆様のご努力や夏場が好天で推移したことなどにより総じて平年並みに近い状況に回復したものと考えており、これから本格的な収穫作業が始まる水稻や大豆に期待をしているところであります。

次に、農産物加工施設の推進等についてであります。市では農産物の加工品を試作・開発する場として、ピパオイの里プラザに設備を設け活用していただいておりますが、この度、中村地区において郷土料理であるとりめしの加工・販売に加え、地元農産物を活用したスープやサラダ等の新商品の開発を行うために農作物加工調理施設を整備したいとの要望を受け、今回補正予算として提案しておりますが、道の地域づくり総合交付金を活用して、この施設整備を支援することとしたところでございます。今後におきましても、農業者などのニーズを把握しながら、個々の施設整備の相談等に対し、適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

次に、農産物特産品の販売ネットワーク化につきましては、アンテナショップでの販売やポータルサイトピパを活用したネットショ

ップの販売をはじめ、今年5月には大阪吹田市の北千里駅前で美唄物産展「びばい美味しいフェア」を開催したほか、中標津町との交流、更には今月19日から25日までの7日間東京都の小田急百貨店町田店において、「秋の北海道物産展」に地元特産品を出品販売することを予定しております。また、昨年においては美唄農協女性部とコンビニエンスストアとの連携により3つの新商品の開発・販売が行われ、本年は美唄農協と美唄尚栄高校及びコンビニエンスストアの3社による連携で地元産の「すずあかね」という品種のいちごを使用したシフォンオムレットや、美唄産ズッキーニを使用したグリルチキンのサンドが発売されるなど、販売のネットワーク化の広がりが見られております。今後におきましても、地元農産物や特産品の販路開拓・拡大を図るため各地のイベントや展示会、商談会でのPR販売に参加するなど、なお一層のネットワーク拡大に向けた取り組みを推進してまいりたいと考えております。

次に、地域まちづくりについて、空知団地への企業誘致に向けた取り組みについてであります。市では平成22年度からデータセンター立地を企業誘致の重点方針とし、IT事業者が集まる大規模な展示会や道主催のデータセンター誘致セミナー等へ出展して、データを保存するサーバーの冷却に多大な電力を必要とするデータセンターへの雪冷熱エネルギーの活用をセールスポイントにデータセンター事業者との接触を図ってまいりました。昨年は、首都圏を中心に延べ30社を訪問し、また空知団地への視察も33社を数え、私自身もその折々に企業の方々とお会いしてその関

心の高さを強く感じているところでございます。また、今年7月には市単独でデータセンター事業者向けの「セミナー・現地視察会」を開催し、15社19名の参加者に雪冷熱エネルギーのコスト面の優位性についてセミナーを実施したほか、美唄ハイテクセンター横に造成した3,000トンの雪山や、JAびばいの雪蔵工房を視察していただいたところ、複数の参加企業が空知団地での事業化を検討していることから、現在、これら企業と事業化に向けたコスト面を含めた協議を進めているところでございます。今後におきましても、中小企業基盤整備機構や国、道とも連携を図りながら、誘致実現に向けた取り組みを積極的に推進してまいりたいと考えております。

次に、北部地域の振興についてでございますが、茶志内6連合会及び中村連合会の皆さんが農産物の直売所等の設置に向けて検討を始めており、市といたしましては、施設整備の全体計画や具体的な取り組み内容を確認した中で、市有地の無償貸し付けや各種助成制度の活用など必要な対応を行ってまいりたいと考えております。

次に、市立美唄病院について、市立病院の耐震診断と対策についてでございますが、市立病院の耐震診断調査は平成8年8月に実施しており、診断の結果は0.56で判定基準の0.6以上を満たしていないことから、本市の耐震改修促進計画では平成27年までに対策を講じることとしております。しかしながら、市立美唄病院経営健全化計画及び市立美唄病院改革プランに基づき事業規模や経営形態等の見直しなど、その方向性については平成25年度までに一定の結論が得られるよう進めており

ますことから、その結論を踏まえて対応してまいりたいと考えております。

次に、労災病院との協議についてでございますが、労働者健康福祉機構とは本年4月に理事長が交代したこともあり5月に表敬訪問を兼ね、機構の担当理事も交え会談する機会をもったところであります。席上、私からは3月に地域医療体制の在り方検討委員会でまとめた今後の地域医療体制の基本的な方向性並びに市立美唄病院の現状などについて説明をしたほか、今後の医療提供体制の連携等についてせき損センターと協議する場を設けていただきたい旨の申し入れ、理解を求めてきたところであります。その後、市とせき損センターの間で事務レベルでの意見交換等を行ってきたところでありますが、今後の協議にあたっては、美唄市が目指す地域医療提供体制ビジョンの素案並びにせき損センターに期待する位置づけや役割分担などを整理して臨むことが必要と判断したところであります。このため、これらの内容について地域医療庁内推進会議において整理した上で、早急にせき損センターとの協議に入りたいと考えております。

次に、救急医療体制についてでございますが、平成20年4月にせき損センターが救急告示を取り下げたことから、同年4月に救急の窓口を市立病院に一本化し、美唄市医師会などの協力を得て今日まで救急患者への対応を行ってきたところでございます。救急医療を担う当直医師の体制につきましては、市立病院の常勤医師のほか美唄市医師会や北海道大学第一外科、札幌厚生病院から医師の派遣協力を得たなかで、それぞれが年間の3分の1

程度を担い1次から1.5次の救急医療に対応しているところであります。

なお、病院事業会計の過去3年における資金不足比率の状況について、過去3年における一般会計からの繰り入れの状況について、過去3年の経常収支の状況については、病院事務局長から答弁させていただきます。

私からは、以上でございます。

●議長内馬場克康君 病院事務局長。

●市立病院事務局長高倉雄治君 病院事業会計の過去3カ年における資金不足比率の状況について、過去3カ年における一般会計からの繰り入れの状況について、過去3カ年の経常収支の状況につきましては、私からご答弁させていただきます。

初めに、病院事業会計の過去3カ年における資金不足比率の状況についてであります。計画との比較で申し上げますと、平成21年度計画115.8%に対し、実績では113.6%で2.2ポイントの減少、平成22年度計画120.1%に対し、実績では126.9%で6.8ポイントの増加、平成23年度は計画115.6%に対し、実績では100.8%で14.8ポイントの減少となったところであります。

次に、過去3カ年における一般会計からの繰り入れの状況についてであります。平成21年度の実績は計画どおりの3億9,553万3,000円、平成22年度は計画4億9,284万7,000円に対し実績では6億1,151万9,000円で、このうち1億0,600万円が前倒し分となっており、平成23年度は計画3億9,701万8,000円に対し実績では6億4,801万8,000円で、このうち2億5,100万円が前倒しで繰り入れたものでございます。

次に、過去3カ年の経常収支の状況についてであります。計画と実績の比較で申し上げますと、平成21年度は経常収益、計画14億2,694万2,000円に対し、実績14億2,954万9,000円で260万7,000円の増。経常費用、計画14億4,762万7,000円に対し、実績14億2,643万6,000円で2,119万1,000円の減となり、経常損益では計画2,068万5,000円の損失に対し、実績では311万3,000円の利益となりました。平成22年度は経常収益、計画15億4,714万3,000円に対し、実績14億2,766万6,000円で1億1,947万7,000円の減。経常費用計画16億6,879万4,000円に対し、実績16億1,788万2,000円で5,091万2,000円の減となり、経常損益では計画1億2,165万1,000円の損失に対し、実績では1億9,021万6,000円の損失で6,856万5,000円の損失増となりました。平成23年度は経常収益、計画14億6,128万1,000円に対し、実績13億9,884万4,000円で6,243万7,000円の減。経常費用、計画14億3,395万9,000円に対し実績13億6,318万8,000円で7,077万1,000円の減となり、経常損益では計画2,732万2,000円の利益に対し、実績では3,565万6,000円の利益となり、833万4,000円の利益増となったところであります。

私からは、以上でございます。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長安田昌彰君（登壇） 五十嵐議員の質問にお答えいたします。

初めに、教育行政について、市内の学校におけるいじめの実態と対応についてであります。これまで北海道教育委員会の取り組みとして年2回の児童生徒アンケートを実施し、

いじめの問題への各学校での対応や取り組みについて調査が行われたところであり、各学校においては、その結果を基に解消に向けて適切に対応しているところであります。今回、大津市のいじめの問題を受け、本年8月3日に北海道教育委員会より学校関係者、児童生徒、保護者に対し緊急メッセージが発せられるとともに、いじめに関する家庭向け啓発パンフレットや教員向け資料が配付されたところでもあります。

次に、本市の直近のいじめの状況についてであります。本年8月の文部科学省によるいじめの問題の緊急調査を受け、本市の児童生徒全員を対象にアンケート調査を実施したところ、本年4月から8月までの間のいじめの認知件数は小学校で163件、中学校で18件あり、その内容は「悪口を言われる」、「仲間外れや無視をされる」、「たたかれる」といったものであります。各学校では、事実確認による実態の把握と対応について教職員間の共通理解を図り、児童生徒本人の心に寄り添う体制を確立すると共に道徳の時間や学級活動の指導を通し、いじめを許さない学級風土づくりや児童生徒が自らの問題として考えるための児童会、生徒会での取り組み、更には保護者やPTAと連携した取り組みも進めているところでもあります。その結果、現在も解消にいたってない件数が小学校で24件、中学校で1件となっているため、引き続き各学校で対応しているところでもあります。今月5日には、札幌の男子中学生がいじめを示唆するメモを残し、自ら命を絶つ痛ましい事故が発生しており、今後も未然防止と早期発見を基本として、いじめの解消に全力で取り組んでま

います。

次に、スクールカウンセラーの配置についてであります。現在本市においては、道教委より2名のスクールカウンセラーが配置されており、小中学校で相談業務に当たっているところでもあります。勤務につきましては、長期休業中を除く週1回程度で1日4時間となっており、業務内容については、児童生徒や保護者を対象にした相談業務のほか、教師との情報交換や相談業務となっております。昨年度の実績としては児童生徒・保護者との相談業務が215件、教職員との情報交換や相談業務が80件、その主な内容は、友人関係、不登校、親子関係などとなっております。次年度以降の配置につきましては、業務の実績や各学校の実態に応じて検討すると共に、今月5日に公表されました文部科学省のいじめ対策関連事業の動向についても、今後の情報収集に努めてまいりたいと考えております。

次に、教職員の勤務実態調査についてであります。昨年11月の道教委への関係書類の提出により確認を要する勤務実態に関して、本年2月には退職教職員等に、5月には現職教職員に対する事情聴取がそれぞれ道教委により実施されたところでもあります。道教委では、当初、8月を目処に調査をまとめるとの方針でありましたが、現段階で結果等の報告は届いていないところでもあります。

次に、教職員の不祥事・処分についてであります。本市における過去5年の懲戒処分に該当する不祥事は、平成20年度には個人情報紛失による戒告処分、体罰による戒告処分、平成22年度には職務義務違反による減給処分、平成23年度にはわいせつ行為による免

職処分、平成 24 年度には窃盗による免職処分がそれぞれ 1 件あり、合計 5 件となっているところであります。こうした事態を受け、本年 7 月に本市教育委員全員の連名による服務規律の徹底に関する緊急メッセージを全教職員に発するとともに、道教委が作成した研修資料を活用し、市内全校で定期的な研修に取り組むなど再発防止に全教職員一丸となって取り組み、児童生徒や保護者等の信頼回復に努めているところでございます。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 11 番、五十嵐聡議員。

●11 番五十嵐聡議員 それぞれご答弁をいただきましてありがとうございます。この場から、何点か再質問をさせていただきます。

北部地域の振興につきましては、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

市立病院についてお伺いいたします。

初めに、経営健全化計画であります、このまま一般会計から計画どおり繰り入れしても経営が立ち直るのか、非常に心配であります。今後、一般会計からの繰入分だけで計画達成が可能なのかお伺いいたします。

次に、現行の救急医療体制が市民の皆さんのニーズに十分答えられてないと私は考えております。現状の救急医療体制、今後も進められるのかお伺いいたします。

次に、労災病院との協議であります、本市の医療対策では重要な課題と考えておりますので、今後におきましても協議の場を早急に持つよう要望しておきます。

次に、教育長にお伺いいたします。

アンケートの調査の結果、本市でもいじめを感じている子どもが多数いることに非常に

驚きを感じております。教育委員会、学校としていじめの定義をどのように押さえ、防止や改善への対応をどう行っているのか。また未解決もあるわけですけれども、その内容と今後の改善に向けた取り組みをお伺いいたします。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君 五十嵐議員の質問にお答えいたします。

初めに、病院経営健全化計画の達成であります、計画策定時に比べ医師数の減少など、診療体制の変化により入院及び外来の患者数が減少し、医療収益が計画を下回る結果となったところでございます。一方で、費用についても計画より縮減されたことから、経常損益につきましては、ここ 3 年間ほぼ計画どおりに推移してきたところでございます。今後、医師の退職などによって診療体制の低下が見込まれ、計画の達成が厳しくなる状況も想定されますことから、医師確保に全力で取り組み、一層の収入の確保や費用の縮減に努めるなど、計画の達成に向けて最大限の努力をしてまいりたいと考えております。

次に、救急医療体制の今後についてですが、持続可能な救急医療体制を確保することは地域医療を守る上で最重点課題であると認識しております。しかしながら、今日医師の確保がですね、非常に困難な状況の中で現行体制は、最低限の救急体制であり、当直に当たる医師も専門外の病状に十分対応できない状況もあると聞いております。今後は、安全・安心な市民生活を守るためにも、医師の確保はもとより近隣の中核病院との連携を一層強化することで、最大限の努力をしてま

いりたいと考えております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長安田昌彰君 五十嵐議員の質問にお答えいたします。いじめの定義と解消されていないいじめの内容についてであります。いじめの定義については、文部科学省において示されており、いじめられた児童生徒の立場に立っていじめの実態を捉えるという方針のもと、一定の人間関係のあるものから心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもので、起こった場所は学校の内外を問わないこととされております。

次に、解消にいたっていないいじめの主な内容ですが、「悪口や嫌なことを言われること」が最も多く、次に「軽くぶつかられたり、叩かれたりする。」「仲間はずれにされる」という内容が多くあり、学校においては解消に向け、組織的に取り組んでいるところであります。

今後、さらに各学校においては、細かに事実確認を行い道徳教育や人権教育を通して、思いやりや相手を尊重する態度を育成すると共にカウンセリングなど児童生徒本人の心に寄り添う体制を整え、家庭と連携して解消に向けて全力で取り組んでまいります。以上でございます。

●議長内馬場克康君 11番五十嵐聡議員。

●11番五十嵐聡議員 市立病院について、1点お伺いいたします。

市立病院について、救急医療体制、耐震化の問題等、市立病院に関わる投資額は今後においても多額になると考えております。一方、

市民の生命を守ることも大切な使命であります。今後、各自治体も人口減少が進むなか、それぞれの問題解決に向け、医療の広域連携を模索することも必要ではないかと考えますが、市長のお考えをお伺いいたします。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君 五十嵐議員の質問にお答えいたします。

医療の広域連携についてであります。市民の皆さんが安全・安心に生活できるよう限られた医療資源を最大限に活用しながら、持続可能な地域医療の提供体制の構築を進めなければならないと考えております。地域医療体制の在り方検討委員会において、患者の身体的負担を考慮し、地域内に確保すべき医療として救急医療をはじめ小児医療、人工透析治療等の特殊な医療も示されました。特に、救急医療につきましては、これまでも近隣の中核病院等と協議をしてきた経緯もあり、各自治体はその使命として最低限1次救急は確保すべきと考えております。いずれにいたしましても、医療の広域的な連携につきましては、今後の本市の医療を守る上で、必要不可欠な事項と認識していますことから、関係する自治体や病院と協議を行い、一層の連携が図れるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 次に、移ります。

4番、丸山文靖議員。

●4番丸山文靖議員(登壇) 平成24年第3回市議会定例会にあたり、大綱4点について市長にお伺いいたします。

大綱の1点目は、本市における出張旅費の

実態についてであり、道内の市町村職員が共済組合の直営ホテルを出張で使う際、宿泊旅費と公費を含む組合の助成金の両方得ていた問題が新聞等で報道されております。本来知事も発言しているように、共済組合等の保養施設やホテルなどの利用は、組合員やその家族の福利厚生の一環で利用されるべきものであり、公務出張での使用はその制度の趣旨からいっても適当ではないと考えております。

そこで1つ目として、本市は北海道都市職員共済組合に加入していると思いますが、道内道外の提携している施設はどれぐらいあるのかお伺いをいたします。

2つ目として、旅費規定については市の条例等で定められておりますが、本市の場合、道内道外における宿泊料金の支給額は定額制か実費制かどのようになっているのかお伺いをいたします。

3つ目として、平成23年度分において、職員が会議等で出席した場合、提携する施設を利用した実態があるのかをお伺いいたします。

4つ目として、今回のような公費の二重取りは絶対にあってはならないことであり、職員の公務員としての意識の向上や今後のさらなるチェック体制の強化が求められていることで、今回の一連の報道に対する市長の認識をお伺いするとともに、財政の健全化を推進する本市にとって今後における出張旅費のあり方については、今後、実態に即して実費制の支給が望ましいと思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

次に、大綱の2点目は嘱託職員・臨時職員についてであります。

現在、市では財政健全化のもと美唄市にお

ける職員定数の適正化を目指し、定員適正化計画を策定し職員の適正配置に取り組んでいるところと思いますが、現状では、正規の職員だけでは市民ニーズに対応したまちづくり全般にわたって業務をこなすことができない状況にあると思わざるをえません。このため、正規職員以外に嘱託職員や臨時職員を採用して、業務に支障が出ないよう職員配置をしているのが現実ではないかと思っております。嘱託職員や臨時職員といっても市の職員でありますから、それぞれ自覚を持って業務を遂行しなければならないのは当然のことで、特に嘱託職員の中には、長期にわたって勤務している職員も正規職員と変わらず、同等の仕事を任されている現場もあると聞いております。そこで、嘱託職員や臨時職員を採用する際の考え方や処遇などについてお伺いをいたします。

1つ目は、嘱託職員と臨時職員の定義と採用するに当たっての考え方について、何がどう違うのか、またどのような考え方をもとに採用しているのかお伺いをいたします。また、市役所には多くの嘱託職員と臨時職員が働いていますが、現在の人数についてお伺いをいたします。

2つ目は、一般事務の嘱託職員と専門的な知識を必要とする有資格者の嘱託職員とでは、給料も含め大きな採用する際の違いは何かをお伺いしたいと思います。特に、先ほど申し上げましたが、嘱託職員の中には長年働いて、正規職員と同等の責任を負わされている職場もあり、10年以上働いても初級の新採用職員と余り変わらない給与支給となっているように思われます。これでは正規職員と同等に責任を負わされて一生懸命頑張っても、

だんだんやる気もなくなってしまうのではないのでしょうか。そこで、嘱託職員と臨時職員の給与は何を基準に決定しているのでしょうか。お伺いをいたします。

3つ目は、本市における嘱託・臨時の支給額は職制によって違いがあると思いますが、一般事務と資格を有する専門職に分けて空知管内及び全道の中でどのぐらいの位置にあるのかをお伺いいたします。

大綱の3点目、4点目については、行政視察に行った時の状況を踏まえ質問をさせていただきます。

大綱の3点目として、本市における移住・定住促進助成制度についてお伺いをいたします。

本市についても人口の流出現象により市民の活力やコミュニティの存続、地域経済や市の財政基盤への影響が懸念されており、人口の減少に歯止めをかけるための施策取り組みが必要となっています。そうしたことから、市民と連携・協働しながら定住促進に向けた施策を総合的かつ戦略的に魅力的なまちづくりを展開していくことを目的としていますが、いろいろな施策として、子どもを育てやすいまちづくり、健康でいきいきと暮らせるまちづくり、移住しやすいまちづくり、産業が元気で働きやすいまちづくり、市民と連携・協働のまちづくりなど5点を挙げます。この中で、なかなか人口の減少の歯止めの決め手とはなっていないのが実態だと思われま

す。1つ目として、市外に転出した人のUターンの施策の推進も人口増対策に有効と考えますが、本市におけるUターン率と人数などのUターンの実態をどの程度把握し、今後、U

ターン施策についてどのようなことを考えているのかお伺いをいたします。

2つ目として、本年度から新たに創設した移住・定住促進助成制度について、問い合わせ状況等の利用実態についてお伺いをいたします。

大綱の4点目として、市内の地域医療についてお伺いをいたします。

本年5月から地域医療庁内推進会議が設置されて、現在までに5回実施されておりますがどのような話し合いをされているのか、2点ほどお伺いをいたします。

1つ目は、庁内推進会議の5回分の内容についてと今後のスケジュールはどのような進め方を予定しているのかお伺いをいたします。

2つ目は、ある程度の方向性をいつ市民に対して、どのような方法で説明をしていくのか、また地域医療体制の在り方検討委員会の内容では、1つの基幹病院を中心に病院医療、地域医療をやっていく答申が出されましたが、どの病院が基幹病院的な病院になるのかをお伺いいたします。

以上、この場からの質問を終わらせていただきます。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 丸山議員の質問にお答えいたします。

初めに、本市における出張旅費について、北海道都市職員共済組合の直営及び契約施設についてであります。北海道都市職員共済組合は地方公務員等共済組合法に基づき設置されており、道内12の市及び8つの一部事務組合等により構成されております。共済組合では、医療保険となる短期給付や年金等の長

期給付の他に福祉事業を実施しており、このうち組合員及びその家族の疾病予防や元気回復など、健康の保持増進を図る保健事業の1つとして直営宿泊施設であるホテルノースシティや契約宿泊施設への宿泊助成を行っております。北海道都市職員共済組合が契約をしている契約宿泊施設は、道内の主に温泉地の旅館やホテル等を中心に37施設あり、構成市等が発行する利用券に基づき助成しているものでございます。なお、道外の宿泊施設については、共済組合連合会が総合利用契約を結んでいる施設がありますが助成はありません。

次に、道内・道外における宿泊旅費の支給額についてであります。美唄市職員等の旅費に関する条例に基づき、宿泊を伴う出張については鉄道賃や航空賃等の交通費と日当及び宿泊料を支給しており、宿泊料につきましては旅費の等級による定額となっております。1等級の市長には1夜当たり12,000円、2等級の副市長及び教育長は1夜当たり11,000円、それ以外の一般職等は3等級で1夜当たり10,000円を支給し、道外出張の場合は、これらの額に2割を相当する額を割増して支給することとしております。

次に、提携している施設の利用実態と助成額についてであります。平成23年度におきましては、直営宿泊施設であるノースシティは、一件当たりの助成額が4,000円であり、組合員及び家族を含め850件の利用で総額340万円が北海道都市職員共済組合から助成されております。契約宿泊施設については、一人当たりの助成額が3,000円であり、組合員及び家族を含め54件の利用で総額16万2,000円の助成となっております。

次に、報道に対する市長としての見解についてであります。都市職員共済組合が実施する福祉事業の費用につきましては、組合員と地方公共団体等が2分の1ずつ負担をしていますことから、出張旅費の宿泊料と宿泊助成を同時に受けることは公費の重複受給となり、適正を欠くものと認識をしております。本市においては、調査の結果、札幌へのお出張の場合、原則宿泊を伴わない事、また、契約宿泊施設についても出張時の利用実態がないことを確認しておりますが、今後も適正な利用について職員への周知を徹底してまいります。また、旅費につきましては、実費支給が原則となりますが、国は宿泊料を実費支給とした場合、食事代や宿泊に伴う諸雑費の取り扱いが複雑になることから宿泊料を定額支給としており、本市においても、これまでどおり定額により支給することと考えておりますが、今後、国や他自治体の動向等も踏まえ対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、嘱託職員・臨時職員について、嘱託・臨時職員の定義と採用に当たっての考え方についてであります。嘱託職員は業務の特殊性から、専門的知識を有する人材が必要な場合、美唄市非常勤職員取扱要綱に基づき任用するもので、任用期間は1年以内で、必要に応じ更新することができるとしております。臨時職員につきましては、職員の退職等に伴う欠員補充や短期間に業務量が増大する場合には、美唄市臨時職員取扱要綱に基づき任用するもので、任用期間は6カ月以内で、それぞれの任用区分に応じて決められた期間において更新することができることとしております。なお、本年9月1日現在のそれぞれの任用数

は、嘱託職員が 130 名、臨時職員がパート職員を含め 193 名となっております。

次に、一般事務の嘱託職員と専門知識を必要とする有資格者の嘱託職員の待遇及び給与の決定についてであります。嘱託職員の給与決定に当たっては、類似する職務に従事する一般職員の初号俸の給料月額を基礎として職務内容、職務経験、他自治体の状況及び民間の給与実態等の要素を考慮することを基本に決定しており、基本的に資格の有無のみによる給与上の措置はしていません。

次に、管内及び道内における給与のランクについてであります。本市嘱託職員の職務のうち道内各市において類似した職種の主なものについて年額に換算して比較しますと、一般事務相当職については、管内 5 市中 4 位、道内 18 市中 15 位、保育士については管内 2 市中 1 位、道内 11 市中 9 位、介護認定調査員については、管内 3 市中 2 位、道内 12 市中 11 位、介護支援専門員については管内 4 市中 4 位、道内 6 市中 5 位となっております。

次に、移住・定住について、市内のUターン率と人数についてであります。厚生労働省の政策研究機関である国立社会保障人口問題研究所が 5 年ごとに実施する人口移動調査で、直近で公表している 2006 年 7 月の調査によりますと、生まれ故郷の都道府県に生活の拠点を戻した人の割合を示すUターン率につきましては、全国平均で男性が 34.1%、女性が 30.2%となっているところであります。この調査では市町村ごとには集計されていないことから、本市におけるUターン率及び実数について取りまとめていないところでございます。北海道の人口が年々減少していく中、

道ではホームページにおいて北海道での就職を希望する転出者の求職登録制度を創設し、道内の求人情報をネット閲覧や郵送による情報提供を行うほか、道外在住の優秀な人材を求めている道内企業との橋渡しを行うUターンフェアなどを実施し、Uターン希望者の就職の機会の創出に努めているところでもあります。本市におきましても、これら道の制度の活用に加え、市のホームページに求人情報やふるさと情報を掲載するなど、Uターン促進に努めてまいりたいと考えております。

次に、移住・定住促進助成制度の利用実態についてであります。市外からの移住促進を図るため、本年度から新たに創設したこの助成制度に対する問い合わせは、札幌市、旭川市、奈井江町などに在住されている方より、新築住宅は 6 件、中古住宅は 5 件、新築住宅と中古住宅の両方に関するものが 1 件で、合計 12 件が寄せられている状況にあります。そのうちの新築住宅 2 件、中古住宅 1 件が申請に向けて準備をしているところでございます。

次に、地域医療について、庁内推進会議についてであります。5 月に地域医療庁内推進会議を設置し、現在まで 5 回の会議を開催したところであります。会議の主な内容としましては、「労働者健康福祉機構理事長への表敬訪問と会談について」、「美唄市医師会との救急医療意見交換会について」、「せき損センターとの意見交換について」、「地域医療体制の構築に向けた当面のスケジュールについて」、「自治組織代表者会議やまちづくり地区懇談会での市立病院や地域医療に関する市民意見について」、「せき損センターに期待する役割分担などについて」、「地域医療提供体制

のビジョンの素案について」等であります。推進会議の今後のスケジュールにつきまして、救急医療体制や市立病院の在り方など早急に解決しなければならない課題が多くあることから、随時開催し、一定の方向性をまとめてまいりたいと考えております。

次に、市民の皆様への説明についてですが、地域医療提供体制のビジョンなどについては、検討段階であっても一定程度の方向性がまとまりましたら、広報紙メロディーや市ホームページ等でお知らせをしてみたいと考えております。また、1つの基幹的病院については、地域医療体制の在り方検討委員会において、人口の減少や高齢化の進展などを踏まえ限られた医療資源を最大限活かして行くためには、1つの基幹的病院を中心に他の医療機関との機能分担・連携を図ることが効率的であり、望ましい体制であるとしたところであります。また、想定される主な機能は、多様な診療機能を有し一定の急性期医療を担うとともに、市内外の医療機関との連携の中心的病院となるほか、救急医療の中核機能もしくは一定以上の役割を担うことが必要であるとまとめたところであります。今後検討委員会でまとめた基幹的病院については、地域医療提供体制ビジョンを踏まえて整理することとしております。いずれにいたしましても近隣中核病院との連携のほか、保健・福祉・介護との包括的な連携など、地域の総合的な窓口となる医療機関が必要であると考えておりますので、関係機関のほか、国や道とも協議を進めながら方向性を見出してみたいと考えております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 4番、丸山文靖議員。

●4番丸山文靖議員 一通り、ご答弁いただきまして、ありがとうございます。自席から、数点再質問をさせていただきます。

嘱託職員・臨時職員について、管内及び道内における給与のランクについてであります。先ほどのご答弁をお聞きしますと、本市の嘱託職員・臨時職員は他市と比較してかなり低い状況にあると見受けられます。財政健全化にあつて厳しい財政状況ではありますが、嘱託・臨時職員の給与の改善が必要と思われまますがお考えをお伺いをいたします。

2点目として、移住・定住の市内へのUターン率と人数についてであります。人口移動調査では市町村のUターン状況が把握されていないとのことであります。どのような調査方法なのかお伺いをいたします。

3点目としまして、移住・定住についての助成金の利用実態についてであります。今の状況では、状況の中の制度であります。3親等内の親族から購入した場合と、その要件がありまして、そのため親の面倒を見るためや定年後に親が残してくれた土地を利用する場合、助成制度を活用できないということになってしまいます。現在、団塊の人達のUターンも多くなるとの予想もあり、この制度の見直しを考えていく必要があると感じますが、市長のお考えをお伺いいたします。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君 丸山議員の質問にお答えいたします。

初めに、嘱託職員・臨時職員の給与の改善についてであります。これまでも、全道各

市と比較して極端に低い職種の給与につきま
しては見直しを行ってきております。財政健
全化計画の期間で、一般職員の給与を削減し
ている状況にありますが、今後とも他市の状
況等調査しながら、可能な限り嘱託職員・臨
時職員の給与の改善を図ってまいりたいと考
えております。

次に、国立社会保障人口問題研究所で実施
しております人口移動調査の内容についてで
ありますが、この調査は全国を 5,510 ブロッ
クに分け、そのうちから無作為に 300 ブロッ
クを抽出し、この 300 ブロックの 15,000 世帯
を対象として実施するもので、市町村別Uタ
ーンの状況が集計されていない調査方法とな
っているところでございます。

次に、移住・定住促進助成制度についてで
ありますが、今後、助成制度の活用状況を検
証するとともに、他市の取り組み状況におけ
る移住実績などの調査・研究を行い、この制
度が効果的なものとなるよう検討してまいり
たいと考えております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 次に移ります。

7番、吉岡文子議員。

●7番吉岡文子議員（登壇） 2012年第3回
定例会にあたり、大綱3点にわたり市長及び
教育長に質問をいたします。

猛暑と言われた夏もそろそろ終わり、季節
は涼しい秋、そして厳しい寒さの冬へ向かっ
ていきます。計画停電の期間も1週間を残す
のみとなっています。暑い夏でしたが、道民
は、計画停電回避のためにそれぞれがさまざ
まな努力をした結果だと考えます。北電は、
今度はこの冬の電力不足を宣伝しています。

道民にとって夏の暑さよりも、冬の寒さは耐
えがたいものです。北電は原発に頼らなくて
も電力需給が満たされることを知った上で、
あたかも原発の再稼働をなくしては、電力需
給をまかなえないとの姿勢をとっているの
ではないかと私は考えております。今度の冬に
は、厚真の火力発電所が稼働し始め、まさに
原発に頼らなくても電力需給が賄えるの
ではないかという発表もありました。政府や電力
会社が原発の安全性を唱えても、国民はその
欺まんを見抜いています。ひとたび、事故が
起こってしまったなら、福島原発事故の例を
見ても明らかなように、時間・空間を超えて、
地球規模の汚染が発生してしまいます。国民
の大多数がこんなことを望んでいないことは、
この間、原発ゼロの自発的集会やデモが、全
国各地で沸き起こっていることにもあらわれ
ていると考えます。

大綱の1点目は、福祉行政について、生活
保護についてお伺いいたします。

この問題については、今年、さまざまな形
での報道がありました。その1つは、1月に
札幌白石区で起こった四十代姉妹の孤独死事
件です。姉が生活に困窮して3回も福祉事務
所を訪れていたのにもかかわらず、生活保護
を受給できずに姉は病死、同居していた知的
障がいのある妹は、姉の死後約1カ月後に凍
死、何とも表現の使用のない痛ましい事件で
した。白石区では、25年前にも母子家庭の母
親が、生活に困窮して餓死した事件がありま
した。担当者は、この姉に明確に申請すると
いった態度が読み取れなかったと言っていま
すが、3回目の相談時には、生活費が妹の障
害年金の1カ月分にして約66,000円のみだ

ったことや、家賃や公共料金を滞納していることを見ても、申請と同様の意思が姉にあったと判断すべきだったと考えます。しかし、生活保護には至らず、つながらず、悲劇が起きてしまいました。2つ目には、お笑い芸人の母親が、高額所得額の息子がいるにも関わらず、生活保護を受給していた事を自民党の国会議員がマスメディアで名指しで取り上げ、ワイドショーなどで生活保護へのバッシングが、おもしろおかしく展開されたことです。私は、あの一連の騒動の際に、個人情報保護は、芸人には適用されないのか、国会議員は個人情報を漏えいしてもいいのか、生活保護を必要とする人がこの騒ぎを見て怖くなって、申請しないことが発生するのではないかと不安を感じました。不安は現実となり、小宮山厚生労働大臣は、この騒ぎを受け扶養義務の移行、強化を打ち出してきています。芸人の親の生活保護が問題になったあと、元厚生労働大臣の舛添洋一氏の姉が生活保護を受けていると報じられました。生活保護行政の元最高責任者の親族さえ生活保護を利用しており、このこと自体は福祉事務所も認めていることなのですから、問題ないと言えるにとらえております。芸人のケースのように、極めて稀なケースを理由に生活保護の扶養義務を強化するのは、核家族制度が浸透している現代には、時代錯誤としか思えません。現代の家族形態にあわない扶養義務という締め付けを厳しくするならば、今年各市でみられたような家族ぐるみでの餓死、孤独死などの悲劇をさらに生み出すことにつながることでしよう。

質問の1点目は、本市の生活保護の実態に

ついてです。

生活保護世帯数、人員の10年前、5年前、それと平成23年度を比較してどのようなのか、また、保護開始の特徴的な傾向について伺います。

2つ目は、年間の相談件数と生活保護受給開始件数、保護に至らなかった件数とその要因について伺います。

3つ目は、扶養援助を求める親族の範囲とその考え方について伺います。

4つ目には、ケースワーカー一人当たりの担当件数及び過重負担となっていないか、研修についてはどのようになっているのか伺います。

5つ目には、生活保護制度の周知については、どのようになっているのかお伺いいたします。

大綱の2点目は、AED自動対外式除細動器についてお伺いいたします。

9月9日救急の日ということで、9月号の広報紙にもAED自動対外式除細動器の記事がありましたが、詳しくお聞きしたいと考えます。少し前になりますが、ラジオで北海道大学の経済学部の教授会の最中に教授が心臓疾患で突然倒れ、AEDが経済学部にはなかったので、文学部から持ってきて、教授が一命を取りとめたという内容の公共広告機構ACの宣伝がありました。実際に、命が救われた教授がお話ししておりました。AEDの有効性を表すよい宣伝だったと感じました。テレビでもドキュメンタリー番組で、息子さんを急性心不全で亡くされた両親が息子の悲劇を繰り返してほしくないと、自治体にAEDを寄附する様子を取り上げていました。私も、

人生上の大切な友人を3年半前に急性心不全で失っています。旅先などで、入り口にAED設置のシールも見かけますが、急速に身近になりつつあるという印象です。

質問の1つは、市内でのAEDの設置状況について、民間や公共施設等で何カ所になるのか、また、このAEDが実際に使われた事例があるのかということについてお伺いいたします。

2点目には、保守点検についてはどうなっているのかお伺いいたします。

3点目には、費用や負担主体はどのようになっているかということについてお伺いします。

大綱の3点目は、環境行政についてお伺いいたします。

毎日の生活の中では、たくさんのごみが排出されます。私も主婦の一人として毎日の台所に立っているわけですが、本当にごみに囲まれています。私が幼かった50年以上前には考えられなかったことです。確かに生活は豊かに便利に多様になりましたが、豊かさと引きかえに多くのごみを排出する生活を生み出したのではないかと考えます。地球の一員として、地球を汚さないためには何をなすべきなのか、1人ひとりが考え直さないとならない瀬戸際に立っているのではないのでしょうか。

質問の1点目は、プラスチックごみの品質検査について、ホームページ上のお知らせにこのことに関してありました。

質問の1つは、品質向上に向けた取り組みと検査結果についてです。以前、議会議論の中でもこの美唄市のプラスチックごみの品質の悪さが問題になったことがありました。今

回ランクが上がったとの表現でしたが、評価が上がったことと、市民生活への影響はどのようなになるのかお伺いいたします。

2点目には、市民への周知徹底についてです。今年5月の検査の結果のお知らせですが、ホームページを見られない市民も多くいます。過去にはメロディーでのお知らせもされていることもわかります。今回ランクが上がったわけですが、今後低下させることなく維持していくためにも、改めて市民への周知徹底が必要ではないでしょうか。私も改めて今回の検査で、不相当とされたものを見て自分勝手な判断はよくないと反省させられました。ごみの有料化に伴い分別の徹底がされてからかなりの時間がたっており、容器包装は日々進化しているわけですから、一旦、思い込んだ間違っただけを修正できていない場合も考えられるはずです。文字だけではなく、映像や写真を使った、この分別がいいだとか悪いだとかの取り上げ方もありますし、目で見れば簡単にわかる説明が必要ではないかと考えます。

以上、この場からの質問を終わります。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 吉岡議員の質問にお答えいたします。

初めに、福祉行政について、生活保護についてであります。5年前、10年前と比較しての生活保護の実態についてでございますが、それぞれ年度平均で申しますと、平成14年度の被保護世帯数は524世帯、被保護人員772人、保護率は25.3パーミル、平成19年度では被保護世帯数609世帯、被保護人員849人、保護率は30.4パーミル、平成23年度では被

保護世帯数 606 世帯、被保護人員 807 名、保護率は 31.4 パーセントとなっており、保護率に関しては、人口の減少により、増加傾向となっております。また、保護開始要件の特徴的な傾向についてでございますが、直接的な開始理由につきましては、各年度とも世帯主の傷病及び貯金の減少・喪失が大勢を占めており、傷病による離職により、医療費の捻出が困難となり保護開始に至るケースや、年金過少な高齢者の預貯金や手持ち金の減少によるものが主なものとなっております。

次に、平成 23 年度の相談件数につきましては、相談に来られた実件数で 119 件となっており、そのうち生活保護の開始世帯数は 58 件、また、生活保護制度の説明を受けることを目的に来所される方や、相談時における他の法律や施策の活用・助言等により申請に至らなかったケースなどが 46 件、申請後の調査により預貯金、生命保険等の保有が明らかになり、取り下げ・却下の措置を行った件数が 15 件となっております。

次に、扶養援助を求める親族の範囲につきましては、民法上直系血族と兄弟姉妹、また、特別な事情がある時は、三親等内の親族に扶養の義務を負わせることができるようになっており、生活保護制度上でもこれに準じた取り扱いをしているところであります。市では、直系血族である親、子ども及び兄弟姉妹につきまして、扶養要請を行っているところでございます。また、要請に対する回答を踏まえ、被保護者との従前からの交流の程度や相手方の生活状況などを聞き取りの上、金銭的な援助が困難な状況であれば、被保護者との精神的な交流を図ることなどについて要請を行っ

ているところでございます。

次に、平成 23 年度末のケースワーカー一人当たりの担当件数につきましては、平均で 67 世帯となっており、平成 23 年度からのケースワーカーの増員により、一人当たりの担当世帯数は平成 22 年度の 77 件に比べ減少し、ケースワーカーの業務負担の軽減につながっているところでございます。また、被保護者の高齢化や近年の不況による稼働年齢層のいる世帯の増加など、今まで以上に職員の資質の向上が必要となっていることから、グループ内での検討議論はもとより、近隣市との情報交換、道で行っている各種の研修会等に参加しているところでございます。

次に、生活保護制度の市民周知についてでございますが、生活保護のしおりを福祉事務所の窓口を設置しているほか、毎年、広報の折り込みで発行しております民生児童委員名簿の中で、委員の職務として、生活困窮者に対する援助・指導について掲載しているところでもあります。また、その他に市のホームページ内においては、生活保護制度の趣旨、保護申請から決定までの流れについて紹介をしているところでございます。

次に、市内の A E D について、市内の A E D の普及状況についてであります。本市で把握している設置状況を申し上げますと、民間公共施設合わせて 51 台が設置されております。そのうち市の施設につきましては、11 施設に 13 台、小中学校を含んだ学校につきましては 16 施設に 17 台、民間施設につきましては 16 施設に 21 台となっております。なお、複数設置している施設につきましては、市立美唄病院に 3 台、北海道中央労災病院せき損

センターに6台、美唄尚栄高校に2台が設置されております。また、実際に使用したのは4症例あり、そのうち電気ショックを実施したのは1症例ありました。

次に、AEDの保守・点検についてですが、パットやバッテリーには使用期限があり、定期的に交換が必要となっております。届出等の報告義務はありませんが、それぞれの設置者で点検や交換を実施しております。

次に、AEDの費用や負担主体についてですが、購入やリース等AEDの設置方法や設置機種により、負担する費用が変わってまいりますが、それぞれの設置者で対応しております。

次に、環境行政について、プラスチックごみの品質検査についてですが、収集されたプラスチックごみは、機械により圧縮梱包処理され、引き渡しを行っているところがあります。これまで日本容器包装リサイクル協会の品質検査において、二重に袋詰めされているごみ袋が多く含まれていたために評価が低かったことから、平成22年度におきましては、プラスチックごみの出し方についての周知文を各町内会長宛に発送し、会員に配付をお願いしたところがあります。また、平成23年度では国の緊急雇用対策事業を活用し、プラスチックごみ処理担当職員を2名採用し、二重に袋詰めされた袋を破いたり、異物の除去を図るなど品質向上に取り組んできたところ、今年度の品質検査につきましては、5月に調査が実施され、品質が向上したとの結果が出たことから、品質評価分として当該協会より市へ配分金が受けられることとなりました。

次に、市民への周知方法についてですが、広報紙メロディーにプラスチックごみの出し方についての掲載頻度を増やすほか、品質検査結果をホームページで報告するなど市民の皆様方へプラスチックごみの適正排出方法について、周知を図っているところがあります。今後におきましても、さらにリサイクルフェアや出前講座など市民周知の場を設け、写真などの映像も積極的に活用し、新たな周知方法も検討しながら取り組んでまいります。以上でございます。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長安田昌彰君（登壇） 吉岡議員の質問にお答えいたします。

初めに、AEDについて、教育施設での設置状況についてですが、幼稚園は栄幼稚園に1台、小学校、中学校はすべての学校に各1台、社会教育施設では、総合体育館、温水プール、アルテピアッツァ美唄、南美唄コミュニティセンターの各施設に1台で、総数15台を設置しているところであり、設置以来使用した実績はないところがあります。

次に、AEDの保守・点検についてですが、設置している機種のパットの使用期限は2年間、バッテリーは4年間となっております。教育委員会として定期的な交換を行っているところがあります。

次に、AEDの費用や負担主体についてですが、教育施設に設置しているAEDは寄附や購入での設置であり、使用期限を迎える消耗品の費用負担については、教育委員会で対応しているところがあります。以上でございます。

●議長内馬場克康君 7番、吉岡文子議員。

● 7番吉岡文子議員 福祉行政について、再質問させていただきます。生活保護についてですけれども、やはり10年前に比べると非常に増えているかなという印象を受けております。また、年間相談件数についてはわかりました。

扶養援助についてですけれども、今のご答弁では親、子ども、兄弟に対して扶養要請をしているとのことでしたけれども、生活保護のいろんな専門書を読みますと、日本の扶養義務者の範囲は、諸外国に比べて極めて広いと言われております。これは、現行の民法が、戦前の大家族制度を前提とした家制度の影響を残しているからだと言われていたそうです。しかし、現代の家族は核家族が圧倒的で、核家族にとっての最大の責任は、自分達の家族と子どもの生活の維持にあるということは明白だと思います。扶養義務は、形骸化していると言わざるを得ないのではないのでしょうか。それは、「改訂版これが生活保護だ」という書物の中で扶養義務者とされる親子、兄弟・姉妹のうち実際に仕送り援助をしているのは2%余り、圧倒的な98%は援助できないとしている点からも明らかです。私もこれまで何人かの市民を福祉事務所に同行して生活保護受給となったことがあります。扶養義務者に対しては、保護に至る福祉事務所に来るまでの過程で、様々な援助をしてもらったり、中には借金などで迷惑をかけてきたり、これ以上親族に迷惑をかけられない最後の頼みの綱として、生活保護にたどり着いたという人がほとんどでした。親族の援助も限界に達しているというのが現実だと思われま。小宮山厚生労働大臣のいう扶養義務移行の強化が

生活保護の実態とはかけ離れており、結果として生活保護を本当に必要とする人が扶養義務移行の強化によって生活保護に至らず、孤独死、孤立死などの痛ましい事件を今以上に増やすことにつながってしまうのではないかと考えておりますけれども、市長の小宮山厚生労働大臣のこの扶養義務移行の強化の発言についてどのようにお考えなのか、まずお伺いしたいと思います。

それと、ケースワーカーについてですけれども、以前から私たち日本共産党議員団としては、ケースワーカーの実態から80件と言われてはいますけれども、非常に多様化しているということで、増員して減らすべきだというような発言をしておりましたけれども、今回お伺いしましたところ、件数的には前年に比べても減っているということでは評価できるのではないかと思いますけれども。ただ、ケースワーカーとして最低限必要な資格についてはどのようになっているのか。最低限必要だと言われている社会福祉主事の取得はどうなっているのか、また、専門職と言われている社会福祉士、精神保健福祉士等の資格を有する職員は、どれぐらいこの福祉事務所のケースワーカーの中におられるのかお伺いしたいと思います。

市民への周知徹底ですけれども、私もこの質問した中で、改めて生活保護のしおりというものの存在というか、それがわかりました。ただ、なかなか場所的に見つけにくいところにあるのかなという感じもしました。そして、メロディーとかではお知らせはしてるということですが、私が取っております北海道社会保障推進協議会というところが出して

いる「笑顔でくらしたい」という本年度8月発行の65号ですけれども、生活にお困りの方は、お気軽にご相談くださいという事で、深川市の例が取り上げられています。この深川市では、小さくて見えにくいかと思いますが、ポスターをですね、市内44カ所に、生活保護周知ポスターを提示しているということで、この銭湯などにも貼っているということです。今、ここのポスターを見ますと、直通電話で繋がるということで、やはりこれは非常に、親切なお知らせではないかと。生活保護を受けようと思って困ってる方の中にはですね、人の目が気になって、なかなか相談にも行けないという方もおられますので、是非こういった形でのですね、深川の例を参考に、もう少し市民周知を丁寧にしていただけないかなというふうなこと考えますけれども、お考えをお聞きしたいと思います。

次に、AEDについてですけれども、まず、設置場所ですけれども、教育長のご答弁の中で教育施設にあるということでしたけれども、放課後の子どもたちが時間を多く使う学童保育の施設もあるわけで、児童館としての役割も果たしているというところが、その中央小学校区の施設ではないかと思いますが、ほかの学童の施設はすべて学校の中にあるわけですが、中央小学校だけが建物が地続きとはいえ別なところに建っていることになっています。南美唄については、コミュニティセンターが学童保育の施設になっているのでそれでいいんですけれども、やはり、子どもたちが、4年生ぐらいまでの子どもは一生懸命遊ぶと思うんですけれども、どんな不測の事態がおきるかもわからないんです。この中央小

学校の学童保育施設自体に設置されていないことについては、いかがなものかと思えますけれどもお考えをお伺いしたいと思います。心室細動に見舞われた場合には、3分で脳死になるといわれているそうです。1分治療が出来るごとに約7%から10%生存率が低下するという事になっています。一般的に言われても、患者を見つけてから、AEDを取りに行くのに1分、帰りに1分、設置に1分として3分といわれています。中央小学校の学童保育の場所でしたら、もっとかかるのではないかなと思っておりますけれども、どのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。

それからですね、保守点検についてですけれども、苫小牧民報がですね、6月に、このAEDについて報道しておりました。6月18日付ですけれども、苫小牧市内の公共施設のこのAED、監査委員の行政監査で不具合があるということがわかったと。人命に直結する問題だけに管理のあり方が問われているとなってますけれども、今ほどお伺いしましたところ各設置主体がその管理していくということですが、厚生労働省はこのAEDの点検について、このようにありますよね。インジケーターということで、AED自体が正常に働くかどうかというのを示しているものがあるそうなんですけれども、それを、点検担当者をきちんと決めて、点検担当者は日常点検として、このインジケーターの表示を日常的に確認して記録することが求められています。今ほどのご答弁では、ここまではやられてないのかなと思えますけれども、本当にその必要なときに使えなければ、何もならないわけで、日常の管理・点検というのが、設置した

以上に必要となってくると考えますけれども、こういったことについて設置者任せではなくて、美唄市としてできればマニュアル的なものを作ってですね、このAEDの適切な管理がされるようにするべきではないかというふうに考えますけれども、市長のお考えを伺います。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君 吉岡議員の質問にお答えいたします。

初めに、扶養援助についてでございますけれども、本当に、生活に困っている方々に支援ということは、大変重要なことだというふうに認識しております。その中においても、扶養者がいるかどうかの実態を探るのも、大切ではないかというふうに受け止めております。小宮山発言など、いろんな報道が出されているようですけれども、市といたしましては、国からの通達に基づいて、適正に対応してまいりたいと考えているところでございます。

次に、ケースワーカーの資格についてでございますが、現在、9人いるケースワーカーの中で社会福祉主事の資格を持つ職員は7名おりますが、社会福祉士及び精神保健福祉士の資格を持つ職員は今のところおりません。また、制度上、ケースワーカーに求められているのは社会福祉主事となっており、困難なケースなどの対応については、庁内の専門職の資格を持つ職員や嘱託医等との連携を密にしながら対応しているところでございます。

また、生活保護制度の周知についてでございますが、生活困窮者の把握については、現状、民生委員をはじめ、社会福祉協議会などの関係機関と連携をとっており、市がポスタ

ーを作成して掲示することは考えておりません。

次に、AEDの保守点検についてでありますけれども、AEDの適切な管理を徹底するため、救急講習会等で日常点検を含んだ管理等について周知をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長安田昌彰君 吉岡議員の質問にお答えします。

AEDの保守点検についてありますが、現在設置している学校や各教育施設に対し、機器の異常の有無を示すランプの状況を日常的に確認、点検するよう指導してるところですが、点検状況の記録保管には至っていないところであり、厚生労働省の注意喚起を踏まえ可能な限り改善に努めてまいりたいと考えております。

次に、中央小学校区放課後児童施設についてでございますが、非常の場合には、中央小学校のAEDの活用を行うこととしており、迅速な対応を行えるよう職員指導を徹底し、緊急事態に備えているところであります。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 7番、吉岡文子議員。

●7番吉岡文子議員 生活保護についてですけれども、私たち日本共産党議員団がですね、実は、5月に、今度新たに小選挙区候補となられた方と、市内の各施設、各団体を表敬訪問しました時に、ある経済界の方からこんなこと言われました。生活保護者の生活をどうにかして欲しいと。その話というのが、「保護費が支給される日にパチンコ屋に行ってみた

ら、保護受給者がたくさんいる」という発言でした。私共は、その発言をそのままその場では、何も言わずに聞いてきましたけれども、今回この質問をする際に、頭の中にムクムクと立ち上がってきましたね、その話が。本来、どなたが生活保護を受けているかというのは、重要な個人情報であって誰もが知り得ないことだと思う。それを、あたかもわかっているような発言をされるわけですがけれども。どこかで生活保護受給者の名前が漏れているということはあるのでしょうか。また、そのだからこそ、パチンコ屋の発言があったと思うんですけれども。私は決して、そんなことは、あり得ないと思っておりますけれども、個人情報に関して生活保護者の名前とか、顔写真とかがどっかに出ているというような美唄の実態があるのかどうか市長に伺いたいと思います。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君 吉岡議員の質問にお答えいたします。

今しがたの質問の中で、生活保護の情報が、このように流出しているんじゃないかというようにございまして、市といたしましては、これらの個人情報保護法に基づいて、それはしっかりと適正にですね、管理されてるといふふうに考えております。従って、そういった情報がですね、個人に流れるということは、決してないというふうには受けとめておりますが、もしくはその情報が流れたらですね、本人が、それらの話をしていう可能性もあるというふうには受け止めているところでございます。いずれにいたしましても、「もしかしたら」ですとか、「この

人は多分」ですとか、そういった未確定な情報にはですね、振り回されないように細心の注意を払いながら、これからも生活保護行政にですね、努めてまいりたいとこのように考えておりますのでご理解をいただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 次に移ります。

6番、森川明議員。

●6番森川明議員（登壇） 平成24年第3回定例会に当たりまして、6点にわたって市長、教育長に伺いたいと思います。

1点目は、観光振興についてです。1つ目は、市の観光についてです。6月に空知総合振興局がまとめた平成23年度の管内の観光客は、前年度比0.9%減少の1,165万人で、2年連続して減少と発表がありました。長引く景気低迷や東日本大震災による自粛ムード、また記録的な大雪が原因と分析をしています。また、平成22年6月から約1年間実施された高速道路無料化実験が終了したことも観光客減に結びつきました。空知管内のランキングを見てみますと、トップは砂川市、以下岩見沢市、深川市、芦別市、三笠市と続きまして、本市は、何と意外なことに、13番目に位置をしています。そこで、お伺いをしたいことは、1、市の観光に対する取り組み状況。2は、ゆ〜りん館、アルテピアッツァ、宮島沼、東明公園、更には炭鉱遺産等が予測されるわけですがけれども、市の観光地の5位までの観光客、前年との比較状況。3点目は、中国の大連との交流も予測をされる状況にあればですけども、市の外国人の観光客の状況。4点目として、北海道新聞社は創立70周年を記念を

いたしまして、道内 100 本の道、通ってみたい道、思い出の道、後世に残る道、ということで選定がありまして、市から 2 つが選ばれました。1 つは、樺戸道路、いわゆる峰延道路です。月形町から美唄市峰延までの 15 キロ、明治時代、囚人の手で開削されまして、北海道開発も干拓の礎を作り上げた非常に功績の大きい道路です。2 つ目は、日本一長い直線道路です。美唄市光珠内から滝川市新町まで 29.2 キロ、真っすぐ伸び北海道の広さを感じさせる札幌から旭川をつなぐ主要道路で、やはりこれも囚人の手で開削された。この 2 つの道路は、月形町、さらに三笠市とタイアップをしながら、歴史や景観を楽しむ新たな観光地としていかせるものとして期待をしているわけです。市の取り組み状況を伺います。

2 点目は、農業問題についてです。1 つは、タブレットについてです。全国初の導入という点で注目されているこのタブレットによる農地管理に関してです。美唄市農協は、道土地改良事業団連合会が運用する現地システムを導入し、農地の利用状況の確認を端末で試行的に実施をいたしました。品目横断的経営所得対策の実施、水田、耕区や畑の作付面積の調査確認が大きなウエートとなっていますけれども、大幅な作業効率が図られると予測がされまして、市もこれにはかかわって大きいわけですから、具体的な内容についてお伺いをいたしたいと思えます。1 つは、タブレット利用の内容について。2 つ目は、メリット面はどうあるのか。3 点目は、市の現地確認等推進について。4 点目は、岩見沢あるいは峰延農協の普及見通しはどうであるのか。5 点目は、端末機導入に対しての市の助成と

いうことについてどう考えているのかという点です。

3 点目は、地域問題として、専修大学道短大についてです。昭和 43 年開学の専修大学道短大は、1 万 2,064 人の卒業生を送りあげました。しかし、4 人の留年があって、閉校が先延ばしにされて現在に至っております。市は、所有地を無償で提供してる訳ですが、校舎と跡地の利用についてどのようになっているのか。これは市民も大変関心が高いわけですから、その点をお伺いをいたしたいと思えます。文科省の大学設置基準では、留学生が数人でもいけば、学校は閉鎖できません。教員も最低 7 名が必要となっているわけです。そこでお聞きをしたいのは、1 点目といたしまして、学校法人側と校舎、跡地の利用、また多額の投資をし、学校と学生の要望に応えるべく建築をいたしました、特に集中的に光珠内地区が多いわけですがけれども、そのアパート下宿業者に対して、なにか手助けはできないものかと思うわけです。話し合いをいたしました経過をここで伺いをいたしたいと思えます。

2 つ目は、美唄工業高等学校についてです。今では、ちょっと愚痴っぽくなってしまってますけれども、私は閉校には大反対でした。道立の高校見てみますと、2 間口で特色ある高校、更には 1 間口でも伝統を受け継いでいる高等学校が道内を見ますとたくさんあるわけなんです。2 間口で美唄工業高等学校は、工業高の道内の屈指の伝統校でしたし、生徒がまた各種非常に活躍をしている、こういう場が見られるわけですから、存在価値が十分あったと。ですから、この閉校は残念の一言で

す。しかし、今となつては、いたしかたありません。そこで、その校舎と跡地の議論はどのようになっているのかということです。お伺いしたい1つは、道教育庁と、美唄工業高等学校校舎と跡地について、利用価値は、あそこ市街地の一等地ですから、高いものがあると思っております。どのように考えているのか、この件についてお伺いをいたします。

4点目は、教育長にお伺いすることになるんですけども、教職員の健康管理メンタルヘルスについてです。1つ目は、市の対策と現状についてです。教職員の精神疾患による休職者が全国で急増しております。文科省の調べでは、平成22年度に公立学校において全国で5,400人を超えていると。更に平成23年度では上回るという予測がされているわけなんです。この精神疾患の急増は、児童、生徒の教育指導に影響を及ぼすだけでなく、休職者には代替教員が配置されるために財政的な負担増となり、メンタルヘルスの対策は緊急かつ重要な課題となっております。精神疾患を抱えた教職員は、日々悩みながら仕事に専念するも、休職に追いやられるケースが多いと。定められた休職期間が終了する時点で職場復帰か退職かの2者選択が迫られるわけですけども、本人の意思確認のうえで降格人事も行われている。これが現状なのです。

精神疾患発症の要因は、仕事の多忙化、変化する子どもへの対処の仕方、職場への人間関係の悩みなどが指摘をされておるわけですけども、その要因の1つとして多忙化、これまで公務の効率化や事務の軽減など取り組まれているようですけども、どの程度軽減をされたのか点検をすべきなんです。1つの

データとして、休職した教職員の約半数が所属校に勤務し、2年未満で再び休職をしたと。こういうケースが多いわけですから、復帰後の支援の在り方を考慮する、そういう対策が求められております。よく指導力不足が原因だと言われますけれども、教職員のストレスというのも大変なものです。子どもや保護者、あるいは同僚などの人々のかかわりの中で生まれる場合も多くあるわけです。メンタルヘルスそのものの対策は、緊急かつ重要な課題となっております。早期の発見と治療、それに疾患を持たない予防策が鍵となっております。次の点を伺いたいと思います。1つは、最近道内の病気休暇取得者の数と休職者の数。2つ目は、教職員の多忙化が加速をされていることが原因としてとらえてるかどうか。3点目は、教職員の健康管理、メンタルヘルスの現状と対策についてです。

5点目は、全国学力テストについてです。1つは、市の学力テストの結果についてです。本年4月に実施した小学校6年生、中学校3年生を対象とした新たに理科も今度加わった全国学力テスト。道内は1,567校、約6万7,000人が参加をしました。平成19年度のテスト開始以来、成績が小・中学校とも常に全国の下位に低迷したという事で、道教育委員会は、全国平均以上を目標に取り組みを強化をしてるわけです。しかし、年間40億という経費が投入をされてる。道教育委員会も独自に年間1億円近い経費をあえて与えているという。このように膨大なお金と、競争心をあおるこの全国テストの在り方には、多くの議論があることも事実です。8月8日に発表された道内の結果を見たところ、一部教科で全国平均

に近づいたものの、下位から脱することができていない。基礎力不足が浮き彫りになりました。次の点を伺います。1つは、市内の学力テストの結果状況。2つ目は、教育効果は十分あったと判断をしているかどうかという点。

6点目は、日本の領土の問題について、1つは、教科書における日本領土の内容について伺います。日本の領土、北方領土の国後島にはロシアのメドベージェフ大統領が訪問したり、竹島に韓国のイ・ミョンバク大統領が上陸してみたり、尖閣諸島には香港の団体が不法上陸があり、領土をめぐる動きは慌ただしくなっており、連日、新聞・テレビ等を賑わしているという今日です。日本固有の領土に関して、領有権の主張は全く不当であると言わざるを得ません。いろいろ調べてみました。北方領土は、国後島、択捉島、歯舞諸島、色丹島4島。これは、第2次世界大戦後、ソビエトによって占領され、日本は、日本固有の領土であると返還を求め、昭和31年の日ソ共同宣言ののち、旧ソビエトは、平和条約締結後に歯舞・色丹を返還すると約束をしました。昭和26年、ソビエトや中国が参加しないサンフランシスコ講和条約で、日本政府は、千島の放棄を約束したなかには、国後島・択捉島は含まれていないとそういう解釈を発表しました。昭和26年です。旧ソビエトは我がもの顔で暮らしていますけれども、4島は、日本の固有の領土なんです。

さらに、尖閣諸島これは、あの沖縄八重山諸島の北方に魚釣島、無人島ですけども、5つの小島と、3つの岩礁からなりたっておりますけれども、ここにはかつて、日本人が暮

らしていました。尖閣神社もありましたけれども、中国人によって不当に破壊された。その後再建、今は、沖縄の石垣島に保管をされています。明治43年には、鯉節工場があって、日本人が暮らしていたわけです。今でも、この痕跡が残されており、最近の調査では、相当数のやぎが生息されたというふうに伝えられております。かつては、夜光貝を原料に高級ボタンの製造も魚釣島で行われていたということです。明治28年沖縄県に編入、昭和43年以降、海底油田とガス田が存在をし、指定されてから中国は急に日本の実行支配を認めていたものをです、75年間、1度も異議を唱えなかったのが、急に石油天然ガスの存在から領有を主張しだしたんです。

竹島は、2つの岩礁である東島と西島、そして数十の岩石から岩礁からなっている。韓国は、独島と呼んでいます。日本は、明治38年に閣議決定し、島根県に公示により領有権を確認していますが、韓国の実行支配が今、進んでいると。これは全くおかしい話です。観光船で2時間、今、韓国人があふれかえっているということです。小学校になる時から領土教育が徹底され、11年には、年間約17万9,000人が訪れている。韓国最東端の丸いハンゲルの碑が立てられているということです。

このような状況の一つ一つ知るに、教育の場で領土問題をしっかり教えなければならぬと強く感じました。児童生徒は、学校教育の中で領土問題や国境について、しっかりとした見解で子どもたちに教える必要があるのです。そこで、教育長にお伺いしたいことは、1つ日本のこの領土について小、中学校の教

科書にどのように解説をされ、記述化されているのかという点でございます。

以上で質問を終わります。

●議長内馬場克康君 森川議員の質問に対する理事者の答弁は、午後からといたします。

午後1時まで休憩いたします。

正午12時08分 休憩

午後 1時00分 開議

●議長内馬場克康君 休憩前に引き続き会議を開きます。

森川議員の質問に対する理事者の答弁から入ります。

市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 森川議員の質問にお答えいたします。

初めに、観光振興について、市の観光についてであります。初めに市の取り組み状況につきましては、これまで各種イベントや観光情報のPRに札幌をはじめ、道内、道外に出展し美唄の特産品PRを行っているほか、道や他市町との連携によるツアーや道新観光などと連携したツアー誘致を行っており、美唄の魅力を知っていただくため職員がツアーガイドを務めるなど、美唄の良さを積極的にPRしながら実施しております。また、パソコンやスマートフォンを利用したツイッターやフェイスブックなどのメディアを積極的に活用し、リアルタイムな情報発信により本市の観光振興に努めているところでございます。

次に、本市の観光施設5位までの前年比と状況についてであります。平成23年度は、前年度に比べ市全体では4万2,000人の減、

前年比88.3%となっており、個々の施設では、1位ゆ〜りん館は前年度比82.4%、2位アンテナショップPiPaは前年比126.2%、3位アルペンゴルフクラブは前年比131.6%、4位アルテピアッツァ美唄は前年比68.6%、5位宮島沼は前年比67.4%となっております。

次に、外国人観光客の入込状況であります。各施設からの報告により、ゆ〜りん館、アルテピアッツァ美唄、宮島沼、ホテルスエヒロ、ゴルフ場などに年間約200名の観光客が訪れております。空知総合振興局がまとめた平成23年度の管内の観光入込調査では、日帰りと宿泊を合わせた総数は、前年比0.9%減と2年連続でわずかながら減少しており、その要因としましては、東日本大震災による自粛ムードや、記録的大雪の影響があったとされております。本市の観光施設の入り込みの減少や、外国人観光客の動向につきましても、正確な分析には至っておりませんが、震災や大雪による影響に加え、高速道路の無料化社会実験が終了したことや、イベント等の減少による影響があったものと考えております。市といたしましては、道内はもとより、国内、国外からより多くの皆さんにきていただけるよう今後とも積極的な情報の発信に努めてまいりたいと考えております。

次に、樺戸道路と日本一長い直線道路の取り組みについてであります。今年4月に、北海道新聞創刊70周年を記念して、「ほっかいどう100の道」が選定されました。この100の道に美唄市から「樺戸道路」と「日本一長い直線道路」が選ばれ、美唄市と道新観光が連携し、7月に「ほっかいどう100の道を訪ねるバスツアー」を道内で初めて実施いたし

ました。このツアーは、樺戸道路と国道12号線の建設に、囚人たちが使われた歴史などを学びながら、美唄の観光資源であります焼き鳥、ハスカップ、炭鉱遺産などを結びつけ、物語化したツアーで3日間実施され、総勢131名の参加があり、参加者には大変好評をいただきました。今後におきましても、樺戸道路と日本一長い直線道路を含め、美唄の観光資源と組み合わせたツアーを企画・実施するほか、近隣市町や地元旅行会社に協力をいただくなど、更なる美唄の観光振興に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、農業問題について、タブレット端末についてであります。美唄市農協では、これまで現地確認において経費や時間を費やしていたことから、これを解消し、作業を軽減するために、現地調査システムを現場で利用できるタブレット端末を本年度から導入し、現地確認を実施しております。この現地調査システムは、北海道土地改良事業団連合会が開発運用しているもので、農地調査や水利施設の維持、管理等における現地調査の作業軽減を目的に開発しており、地図や航空写真等を背景に、調査情報の記録、写真撮影、手書きメモ入力など様々な機能を有しているため、このシステムをタブレット端末で活用することで、現地調査においてその場で調査結果を入力することが可能なほか、エクセルやワードといったソフトを用いて、調査結果の集計や2次利用が可能と伺っております。

次に、端末導入のメリットといたしましては、美唄市農協では、従来の現地確認は、何枚もの耕地図を持参していたほか、ほ場の位置関係に詳しい職員が不可欠でしたが、タブ

レットのみで現地を確認することが可能となり、時間短縮や経費節減が図れるほか、撮影した写真にはGPS位置情報も記録されることから、効率的に整理が行えるため作業効率が向上したと伺っております。

次に、市の現状としましては、農業被害の調査や環境保全型農業直接支援対策事業等の現地確認業務は、耕地図や地図等を基に行っており作業時間を要している状況ではありませんが、本システムを導入することで、作業の迅速化、効率化につながるものと考えため今後、関係する団体と推進に向けて検討してまいりたいと考えております。

次に、その他の農協の状況といたしましては、峰延農協は本システムについて関心を持っており、導入について検討中ですが、いわみざわ農協では、現在のところ検討していないと聞いております。

次に、市の助成につきまして、今のところ予定しておりませんが、今後、導入、活用に向けて、どのような課題があるかなど、関係機関・団体と意見交換を行ってまいりたいと考えております。

次に、地域問題について、専修大学北海道短期大学についてであります。初めに、土地は、市が昭和42年に41万9,637平方メートルを贈与、昭和48年に1万9,421平方メートルを寄附しており、学校法人専修大学の所有となっております。施設の跡利用につきましては、昨年12月22日に市、市議会、商工会議所、短大後援会の連名で、校舎は専修大学の研究施設やセミナーハウス機能を備えた場としての活用を、体育館、グラウンド等のスポーツ施設及び相馬記念館については、合

宿機能を備えたスポーツ交流施設として活用していただくよう要望書を提出しましたが、本年3月で閉校に至らなかったことから、要望内容を一旦白紙としたところでもあります。現在まで大学側から、施設の跡利用で活用策は示されておきませんが、今後の市の対応といたしましては、市議会、商工会議所、短大後援会との4者協議の中で要望内容を精査すると共に、学校法人専修大学と意見交換を行いながら本年度中に要望書を提出することとしております。また、市内アパート、下宿経営者に対する学校法人の考え方については、市としては伺っておりませんが、今後、跡利用に関する検討では、アパート・下宿経営者の皆さんの意見も伺いながら4者協議を開催し、学校法人専修大学との意見交換を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長安田昌彰君（登壇） 森川議員の質問にお答えをいたします。

初めに、地域問題について、美唄工業高校についてであります。本年7月に開催した美唄市高校問題等対策協議会において、北海道教育庁職員から、北海道としてグランドと弓道場は尚栄高校に引き継ぐ考えを持っているものの、校舎等に関しては利活用の予定がなく、市と協議し検討していきたいとの意向が示されたところでもあります。このため、教育委員会としては、市長部局とともに市内の関係団体の意見も伺いながら検討を行っていくこととしたところでもあります。なお、道では、校舎等の利活用の目途が立たず、公売によっても処分が定まらない場合は、施設を解

体し、土地を処分するのが通例であると同っております。

次に、教職員の健康管理、メンタルヘルスについて、メンタルヘルスに対する市の対策の現状についてであります。平成23年度の道内の状況で申し上げますと、休職者数は279名で、うち精神疾患による休職者が165名、空知管内で申し上げますと、休職者数18名のうち精神疾患による休職者が13名となっております。

次に、精神疾患の原因といたしましては、業務量の増加など様々な要因が指摘されておりますが、道教委が北海道教育庁等職員及び道立学校職員を対象に、平成19年度から平成21年度の休職者等に対し行ったメンタルヘルス不調の要因となるストレス実態調査の結果、職務に起因する要因ではオーバーワーク、生徒指導関係、人事異動、職場の人間関係が多く、そのほか、他疾患による体調不良、家庭環境からもメンタルヘルスの不調に陥る要因となっております。

次に、教職員のメンタルヘルス対策についてであります。道教委では、学校や職場におけるストレスの実態について、ストレスチェックや休職者等からのヒアリングなどにより把握するとともに、教職員への研修やパンフレット等の配布による普及啓発、管理監督者のためのメンタルヘルスハンドブックの作成、また、公立学校共済組合と共同で実施している心の健康相談やメンタルヘルスセミナーなどを充実するなど、メンタルヘルス対策に取り組んできているところです。本市におきましても、教職員に対し、独自のメンタルヘルスセミナーを開催したほか、道教委が作

成したパンフレットやハンドブックの配布、各種セミナーへの参加を呼びかけているところでもあります。なお、現在のところ、本市に精神疾患による休職者はおりませんが、今後とも教職員の精神疾患の未然防止、早期発見、早期対応に向けたこれらの取り組みを道教委と連携を図り推進してまいります。

次に、全国学力テストについて、本市の学力テストの結果についてであります。今年度の全国学力学習状況等調査については、小学校・中学校それぞれ1校ずつが抽出校として実施し、残りのすべての小中学校が希望利用校として実施したところでもあります。結果につきましては、抽出校分は8月に結果が公表されましたが、希望利用校については、9月中旬以降に道より結果が通知されることとなっております。

次に、教育効果についてであります。本市の児童生徒の学力向上を把握することができ、授業改善や、調査の結果明らかとなった課題に対する重点的な指導を行うことにより、効果があるものと考えております。

日本領土問題について、日本の領土にかかる教科書の表記についてありますが、本市で使用している教科書では、小中学校の社会科及び地図帳において、日本の領土や国境に関する学習が取り扱われております。小中学校で使用されている地図帳では、日本の国境が明記されており、小学校6年生の社会科の教科書では、「未解決の北方領土」として、「ソ連の時代から占領されたままです。」と記述され、中学校社会科では、1、2年生の地理及び歴史教科書、3年生の公民の教科書において、「北方領土と竹島については不法な占拠」、

尖閣諸島については、「中国も領有を主張しています」との記述があり、それらの記述に沿った学習が進められているところでもあります。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 6番、森川明議員。

●6番森川明議員 それでは、自席から多くの意見とまた、再質問をいたしたいと思えます。

1点目の市の観光についてです。答弁では、各種イベントを含めPR等、観光客を増やすための策を、努力の跡が見られるわけですけれども、今までの努力、更に必要ではないかというふう感じとりました。市の観光地で5位までに、ゆーりん館、アルテピアッツァ、それと宮島沼が入っていますけれども、すべてその3つとも減少傾向にあると、これは残念に思っております。何らかの対応策が必要でないかというふうにも思われるわけです。特に、開館20周年迎えたというアルテピアッツァ、これは約7万平方メートルの敷地にある野外彫刻公園で、安田侃さんの作品、これはもう広く全道、全国まで知れ渡っておりまして、存在感があります。触れる、遊べる、そして、手で心を、何かを感じる。そういうものがありまして、自分達が向き合う場としても、貴重な芸術の場であるとみております。9月1日の北海道新聞のフォトランド、写真ですけれども、1席が、あっと見た瞬間わかりました。仲良し3兄弟ということで、白い大理石の池で水遊びをしているその姿を写してございましたけれども、大理石、見事でした。まだまだ観光客が増える要素がありと見ております。

宮島沼は、ラムサール条約登録湿地に指定

されて、本年で10周年という区切りの年であり、春と秋のピークには、7万羽を超えるマガンが飛来をします。観光地としても定着をしているわけなんです。他に、旧美唄炭鉱三菱美唄炭鉱などの炭鉱遺産、これ昭和48年の閉山した三菱炭鉱の立坑跡、炭鉱メモリアル森林公園ですか。39年ぶりにライトアップをされたということで、これはもう見事なものです。観光資料のある、いわゆる三菱美唄の記念館、更には機関車が存在をしている旧美唄鉄道の東明駅、そして今、観光の全体的な遺産が非常に注目をされ見学ツアーが数多く行われているという現状、美唄も行ったという先ほどの答弁もありました。市も、この空知の炭鉱遺産の中に、何か入っていない場合もありますので、積極的に美唄市も加わりまして大いにPRしていただきたいというふうに思っています。

それから、北海道新聞社の企画をしまして100の道の関係、私もすぐに樺戸道路、峰延道路といいますか、それと日本一長い直線道路ということで応募をいたしました。この2つとも選ばれました。大変よかったと思っています。このところ、この2つの道が大人気で、美唄も企画したということですが、バスツアーもほんとに多く企画をされる事を伺っておりますし、遠く、釧路だとか、小樽とか本当に遠くから全道各地から多くの方々が参加をしまして、樺戸道路では、開削に従事した囚人の歴史の思い、これは最初に樺戸月形の博物館に行って、いろいろこう説明を聞いてきた、そういう面もあると思いますが、非常に、食い入るように道路を撮っているいろいろ思いを馳せていたという事も

伺っております。三笠市も、樺戸道路を歩こうという事で、三笠市のその前身、市来知村と同じ、明治15年に開庁した空知集治監との関係で囚人達がどちらもその建設に係ったという事で、先人の思いを馳せた、そういうツアーもかなりの人気を博しているということです。北海道新聞の7月23日に「よかった、この旅」では、樺戸道路を峰延道路と日本一直線道路の2つを撮ったという方、小樽市の大西さん49歳の方でしたけれども、やっぱり、非常にこの中で、囚人ということをつくったということが思いが残りまして、常にその感謝の気持ちで接したという事で語っておられました。市もです。観光資源の組み合わせ等に色々とツアー等のアイデアも打ち出しておるようで、またさらに実績もありますけれども、今後、新たなひとつ企画に大いに期待をしている訳でございます。あの北海道の道史研究協議会幹事の白戸先生も、歴史を知った上で交流を図る、これは活かすことは非常によいことであるというふうにコメントしてるわけです。観光のスポットとして、看板だとか、またいろいろこうあると思いますけれども、一つ観光の位置づけを今後とも、この道の2つについても加えて、大いにPRをしていただきたいというふうに思うわけであり

ます。外国人の観光客ですけれども、推計かもしれませんが、200名という事の答弁がありました。ちょっと少ないんでないかなという感じもするんです。外国人といえば、なんか韓国、中国をはじめとして、台湾もそうらしいんですけども、風呂好きとういうことも聞いております。北海道のいわゆる温泉、美唄とい

ってもなかなか浮かんでこない要素もあるんですけれども。一つそこは、ゆ〜りん館と、アルテピアッツァ、そして、あの広大な農村の景観等を結びつけて、今後、少しでも外国人の観光客を誘致をしていただきたいというふうに思います。幸いにいたしましても、中国大連との友好関係も築いておられますから、どしどし、その点のさらなる期待をしている、こういうわけです。いずれにしても、意見だけ述べさせていただきたいと思います。

それから、2点目は、農業のタブレットについてです。全国初の農業の現地調査のタブレットに対する答弁で、詳しく内容を知ることができました。農業改革の申請基礎となる各種対象品目の面積確認や、農業者個別所得補償制度のいわゆるその営農計画書のデータなどメリットが非常に多くあると、メリット面でも示しておりましたけれども。また、端末上で、地図や航空写真、各種調査情報の入力、これもできるようです。これも実用化に向けて非常に期待するところは大きいわけなんです。そこで、市も担当者の作業能率の向上が図られるということの答弁もありました。これからの進捗状況によっては、この端末タブレットに対する財政的な助成といいますか、その辺も話題になる要素も多々あるわけですが、一つその中には、やっぱり農協等の動向もありますので、十分ひとつ検討して取り進めていく事に努力をしていただきたいというふうに思っております。

実は、あの8月23日の北海道新聞に富士通、今度は富士通ですね。富士通が、衛星画像を活用した水田区画図の作成システムを実用化する。全国で販売を始めたいというような記

事も載っております。今度は、富士通です。これには、道農業共済組合連合会、実用化に向けて検証した上で事業化するとういう予定で出ておりました。衛星画像から、水田やあぜの境界を識別できると。コンピューターで、区画図を作成し、現地確認や負担軽減が図られて、更には、農地の広いこの北海道のような誠に当を得たような数多くのメリットが出てくるということなようです。更なる進化がおそらく図られていくことでしょう。市も業務経験から、今回市販の富士通は別といたしまして、タブレット案の関係の導入につきましては、負担軽減に手ごたえも感じている。色々あると思いますけれども、一つ積極化に検討していく面が必要と思われております。お答えは、よろしいです。

それから、3点目の地域問題の関係です。専修大学の道短大と美唄工業高校の校舎跡地の利活用についてお答えをいただきました。専修道短大ですね。現在まで、大学側から施設の跡利用等の活用策がいろいろ曲折もあるようですけれども、示されていないというような状況になっているわけなんです。実は学校法人専修大学というのは、これは経営難ではないんですよ。おそらく留学者数、志願者数が少ないということで、美唄は閉校することになったと思うんですけど、全体的な石巻の4年生の大学も含めて、実はあの美唄市のこの庁舎の入り口に、時に「専修だより」というのを必ず発行した都度ありました。それを見まして、この財務諸表とかいろいろ調べて見ても、絶対、経営難ではないですよ。そういう実態を見ますと、その閉校後の校舎の利活用というのは、市民の皆様方

が一体、あそこの校舎跡地はどうなるのか、固唾を呑んで見守っている。こういう実態があるわけですから、一つやっぱり、早急に結論を出すようにしなきゃならんでないかと思っておりますと同時に、私はあえてあそこのアパート下宿経営者に対する、現在、空き家状態でその悲惨な状況になっている実態をやっぱり訴えなければならんでないかというふうに思うわけなんです。学生数もその平成3年にはですね、調べると1,000名も学生数がいた。これは、もう専修大学側も市もなんとか、札幌とか、岩見沢とか遠くからの通学よりも、美唄で住んでほしいという一面ですね、アパートや下宿がどんどん建ってきたという経過があるわけなんですよ。それも無理をしてお金を借りて建てたと。それが今、その閉校してしまったから、さて知らんぞということになってくると、誠にこれは冷たいもんであるというふうに思うわけなんですよね。ですから、ひとつ色々これから、話し合いの経過もあると思いますけれども、私は、あえて質問の中で何か手助けができないかという表現も使いましたけれども、非常に無理をして学生に提供をするためのアパート、下宿を建てた。市とその協議会とかグループがあるようだけれども、その人方に対してはやっぱりきちっとした、ただこう閉校しますよという説明じゃなくして、その後においてまだ新しいんですから、まだまだ新しいと、誰も入る人がいなくて、今ガラーンとしている状況ですから、これは救いの手というのは、市も考えなければならんでないかということで、あえて質問したという事で、協議の場に意見を反映してるということですから、大いにひ

つつ期待しておりますので、よろしく取り扱いをしていただきたいなというふうに思うわけです。

美唄工業高校の件につきましては、道教育庁の考え方でわかりました。昭和16年ですか、開校されたと。町立美唄工業学校であったわけですけれども、昭和23年には、道立美唄工業高等学校に。これは質問のときもあえて言わさったですけどもね、名門校なんですよ。名門校だったんですよ、美唄工業高校。残念ですけども、しかし、そのあとやっぱり道教育庁の校舎と跡地に対してのこの協議については、やはり考え方を早期に示すべきだということ、さらに1つ、当然ですから、捉えまして道教育庁と当たっていただきたいなというふうに思うわけなんです。

4点目の教職員の健康管理、メンタルヘルスの関係です。市の対策の現状につきまして、色々教育長から答弁がありました。あえて、人数的な面を思い切って聞きましたけれども、道内の休職者が279名いると。そのうち精神疾患による休職が165名という回答でした。空知管内でも休職者18名いると。そのうち精神疾患で休職している方13名いると。市内にはそういう人がおられませんという回答ですけども。これ、比率としては多いもんですね。びっくりするぐらい多いというふうに判断をしておりますよ。ですから、あくまでも早期の発見と治療が必要なんです。教育委員会は、そのメンタルヘルス対策、問題解決のために専門の職員の配置だとか、予防とか復職者がもし出た場合の支援の観点ということから、学校と一体となって対策の強化を図っているということが、1つ回答の中で伺いました。

健康管理面の多忙化について結びつける要素ということで、質問してきましたけれども、新指導要領に基づく教育の不安・多忙、これね、びっくりしました87%ですよ、教育長。なってる。この辺のデータは、教育長は十分覚えていると思います。これ、ベネッセ教育研究開発センターの調査なんです。87%が不安だっていったら、これは大変な数字ですよ。学校の多忙化問題を解決するということには、これまでのその公務の効率化や事務の軽減などのいろいろ取り組みもありますけれども、合わせて教職員の多忙化意識やどの程度軽減されたかという一つ一つの点検ということも必要でないかというふうに見ております。

実は、ちょっと長くなって恐縮なんですけれども、いわゆる教育現場の状況の1つのデータなんですけれども、これ逆に小中高校生が、うつ的な病気になるのが非常に、学校の先生も多いったら、これどうなってくるんですかね。そういうデータが出ておりました。道教育委員会の調査では、小中高校生を対象にした調査では、高校2年生の2割がうつの傾向にあると。2割ですよ。小学校3年生で3.7%、小学校5年生で3.9%、中学校2年生で13.3%、何と高校2年では18.4%と、年代が上がる度にうつが高くなってきてるというデータになってる。死や自殺についても、1週間のうちどうだろうかという、考えたというのが非常に多いと。これ、札幌でも今最近、今全体的に調査していますけれども、自殺が出ました。さらに、小学校3年生の2.5%、小学校5年生の3%、中学校2年生では6.1%、高校2年生では7.9%。これは何だと思っ

しょう。これは自殺をしたいと思うことがあるという数字なんです。いやはや、びっくりしますね。今、児童生徒が非常に騒いで授業が成り立たないということも聞いてきました。美唄ではそういうことはないと思いますけどもね。学級崩壊までに、その兆候が全国的に数多く見られてきているということです。北海道を見ますと、札幌を除くと52校56学級、中学校では7校8学級が学級崩壊の寸前だという、こういうデータも明らかにされているんです。ですから、メンタルヘルスとなぜ結びつけたか云々とあると思いますけれども、こういう学校で教える先生方というのは大変だという、このところをですね、強調したいというふうに思ってるんですよ。学校も大変ですね。先生も大変だということなんです。

そこで、実はこの間、このいじめに対する経験をした18から20歳までの6人が、平野文科省大臣と話し合いの場をもたれてる。これ新聞出てましたね。これ見てみますと、驚きましたね。大臣にですね、いじめに向けて大臣から学校休んでもいいと言ってほしいと。学校は休んでもいいですよって大臣言ってくださいと。そういう申し入れがあったということなんです。いや、こういうのを見てみますとね、大臣慌てて、死ぬか、無理してでも学校かと、その2つの選択になった場合は、ひとつ命を大事にして欲しいというようなことの話も出ておりましたけれども。何よりも、命だけを何としても守らなければならないと。不登校になっても生きる道はあると、いわゆるなんかこう、ちぐはぐな答弁になって、致し方なかったのかなというような判断もされ

ますけれどもね。だから、大臣と会って、学校休んでもいいと大臣言ってくださいということを行うこと自体がですね、今やっぱり、社会現象としてはおかしいと、そういう判断をしているわけです。ですから、何度も言いますけれども、先生方っていうのは悩みに悩んでいるという現実があるということで、早期発見、早期対応、この向けた対応策をより以上教育長、取り進めてください。

それから、5点目の全国の学力テストについてです。市の学力テストの結果、道内を見ましたところ、一部の教材で全国平均に近づくとね、超えてないですよ、平均に。まだまだ北海道は下位から脱することができなかつた。そういう、いわゆる基礎的な学力不足ということが浮き彫りにされておりました。北海道新聞の8月9日に結果の分析が載っておりました。掲載されておりました。課題としてですけども、小学校の国語は、考え表現する力が弱いと、小学校算数は記述式の正答率が低い、新たに加わった小学校理科は、データ読み取り課題があると。中学国語は文書書き取りが苦手である。中学算数は無回答率が高い問題がある。新たに加えた理科は、中学の理科は、科学的な説明力が弱い。こういう指摘を見ますとね、全教科で北海道が下回っているということですけども、道教育委員会も相当この結果、またも慌てたんでないかというふうに思いますね。ずっと行って来ますから。平成26年度までには正答率を全国平均以上にすることを主眼に道教育委員会は取り組んできてるんですから。あと、期限まで1年ぐらいですよ。だからね、私思うのはね、このテストをやった正答率に、言

うなれば一喜一憂しないで、学力テストはどういうふうにあるべきかという、基本的な原則にかえってもうちちょっとね、その点取り虫みたいなね、やり方っていうことを変えなければならんんじゃないかなというふうに思っているんですよ。これ、何回もいわゆる質問の場で言った過去経過があります。さらに飛躍したこと出てきましたね。教育長。大阪のあるこれはまちの町長ですよ。首長といわれる。教育長ではないですよ。町長なんて言ったと思います。うちの町にある小学校、中学校の成績を全部発表するまで言ってきたんですよ。維新の会とは全然、動きやなんか意識しているかは分かりませんが。そうなったらね、大変ですよ。今、統合済んで、全国では、市町村では1校しか小学校ない、中学校1校しかない、その正答率やなんか、全部洗いざらし発表になったら、その学校の成績がいつぱんにわかってしまうという、そういう状況になってしまうんですよ。ですからね、私の聞いた範ちゅうでは、成績の悪い生徒児童は、テストの日はなるべくなら風邪引いてくれと、休んでくれまでね。なぜかしたら正答率を引き上げるために休んでくれまでの、ばかみたいなことをね、考えてるといのがね、必然的に出てくるということなんですよ。ただ、今回は順位の関係がなかったですね。都道府県ごとの。あれはね、非常に少し前進したなというふうに判断をしてると、やはり競争力をあおるような、そしてさらに問題ある発言、それにまた拍手を送ってね、同調するのが出てくるんですよ。これはちょっと、やっぱり問題ありますね。ですから、今年度道内では、例えばこの間出ておりましたね。釧路管内の

鶴居村。これは、小中学校でも全国トップの成績を上げた。記者は仕組みに対してなぜなぜ、どうしたのって聞いた。そういう形跡があるらしい。したらね、釧路市もそうですけれども、鶴居村っていうのは夏休み、冬休みをです、補習にあてがってるという。これは果たしていいのかどうかというね、いろいろあると思いますよ。私も首傾げる要素ありますけどもね。その補習、あそこは酪農地帯ですよ。非常に酪農地帯でも村民は教育に対する関心が強いということで、家庭、学校、地域と連帯も大きく支えになって、非常に今回、トップクラスになったということで喜んでるといような実態もありましたけれども、そこで、私はあまりね、成績、さっき道新の結果を言いましたけども。それよりもその小中学校は、全国にしてデータが出てくる、例えばアンケートやなんか出てきますね。テレビの関係、これはテレビとゲームする時間は非常に北海道は長いと。しかし、家庭内の勉強する時間は短いと。宿題を出す学校もそんなに多くない、少なくなってきたと。そういうのもやっぱり、ああいうデータで出てくるんですね。だから、宿題を家庭学習の中でやっぱり定着をさせていくっていうことも必要でないかなという1面はありますけれども、これもやっぱり難しい問題いろいろあると思います。しかし、それによって少しでも成績を上げなければならんというように、確かに北海道は宿題は少ないというように実態があるようですから、その点もちょっと注目をしていかなければならんでないかというふうに思いますね。ですから教育長に対しては、その考え方等について、ちょ

っとお伺いをいたしたいというふうに思います。

それから、最後に日本の領土問題についてです。これね、ちょっと定例会に質問するのはどうかなって非常に迷いました。しかし、あえて教育長にお伺いしました。というのは、教科書にどの程度日本の領土というのは記述されているのか。これは、答弁、大変に苦慮した一面もあった、そのまま答弁を書いたいただきました、教科書の内容ですね。そして、それを教えているということを知って、私も何かほっとしたと。そういう感じですか。本当に今の外交関係、政府は、内閣は何をやっているかっていう、苦情を呈するというのはそういうことですよ。ですから日本の教科書で子どもたちに領土のあるいは国境、この辺をきちんと教えているかにかかっていると思います。韓国ではね、徹底的に自国の主張に沿って教育をしてると。テレビ見た方もあると思いますよ。韓国のテレビの小学生が大声で歌っているのが放映されてました。内容はこうですよ。ハワイはアメリカの土地、対馬は日本の土地、そして、竹島、独島って言ってますけど、竹島は韓国の土地、大声で学校の先生方教えてるんですよ。反復して何回も。小学生ですよ。それを教えていると。こういうやっぱり韓国の状態というのが浮き彫りにされています。いわゆる日本との認識の違いですか。感じましたね。教科書の中では不法な占拠という言葉も使っているようですが、竹島の現状ですね。あえてまた、先ほどもちょっと言いましたけれども、加えて言いますとですね、完全武装した海洋警備官が竹島の警戒に当たるために常駐していると。また、

遊歩道が整備をされて、40人収容の宿舎が完成してると。ヘリポートの大規模改修も既に完了してると。軍の大型ヘリは24時間離発着出来るように山頂には砲弾があるらしいですね。その砲弾が日本を向いてるといことなんですよ。これが日本の竹島の、日本の領ですよ。竹島の姿なんです。何でこういうの見てるとちょっと腹たってきますね。ほんと腹立ってきます。日本の領土問題ね、また若者に聞いたらね、いやほんと、あきれるように、唾然とするような、例えば、高校生に北方領土はどこですかって聞いたら、伊豆諸島の方指差してみたりね、竹島はったら佐渡島を指差してみたり、尖閣列島はたら今度は全然わからなくて、この辺ですかしたら種子島だったり、こういう高校生ですよ。こういうような状況を見るについて、私やっぱり教えるのはね、若者が知らん、わからなくして、やはり地図上どこにあるのかをきちんとやっぱり教える必要性があるんでないかというふうに思って、なんか腹立たしくもいらいらしましたね。そういう実態があるということなんです。私はふと思ったのですが、実は、趣味で切手を集めてるんです。なぜこんなことをいうか、切手収集も60年経ってるんですよ。この際ね、日本領土の切手を発行して、国際的にもっともっとアピールをすべきでないかという意見を持っているということなんです。実は、平成17年8月22日に発行した最北の自然という北海道の4種のうち、これにははっきり北方4島が載せられております。ですから、私先ほど言いましたように竹島あるいは尖閣列島、これ島根県、沖縄県、今ふるさと切手があるんですから。どんどんそう

いうところで発行してですね、主張し、世界の国から理解を得られるような策、もうあらゆる手段で講じるべきだというふうに強く思いましたね。答弁をいただきました教科書のこの掲載というのは、非常にあの適切だというふうに思っております。ただ、昨今の隣国の日本領土の動き、これはもう過激化してるという状況の中で、我が国にして教科書に掲載の内容を児童生徒に浸透させるために、指導をどう工夫しなけりゃならんかということ、どう感じているか。なかなか教育長もちょっと答弁しづらい面の質問になったと思いますけれども、どう感じているか。その点を1つ再度ご質問をいたしたい、このように思います。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長安田昌彰君 森川議員の質問にお答えします。

初めに、美唄工業高校についてでございますけれども、この点につきましては、今後とも十分検討して進めていきたいと思っております。

次に、教職員の健康管理のメンタルヘルスについてでございますけれども、議員ご指摘の部分についても意を用いてですね、予防、早期発見、早期対応に努めていきたいというふうに思っております。

次に、全国学力テストについてでございますけれども、本市の児童生徒の学力の向上や課題を分析し改善するためにも、本年度も学力向上プロジェクトチームを設置して、各種学力調査の結果をもとに、検討・協議を進めていきたいと考えております。学力向上のためにはですね、児童生徒の学習習慣や生活習

慣の改善が大切な要素であり、お話ありました質問紙調査を十分に活用することはもちろんのこと、児童生徒の学力や学習状況を把握し、経年の変化を分析して、教育行政の施策に活かすためにもですね、継続した調査は必要であると、このように認識しております。

次に、日本の領土に係る教育の在り方についてございますが、小学校においては、国土の位置と領土の学習を通して日本の国境について理解し、中学校においては、我が国の国土認識の育成が重要視されてるところであります。これらの学習を通して、領土についての未解決の問題があること、平和的な手段による解決に向けて努力していることを、次代を担う子どもたちにしっかり教えていくことは重要なことだというふうに考えております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 6番、森川明議員。
●6番森川明議員 教育長、領土問題についてね。非常に、聞きづらい点を質問に対して回答をいただきました。教育長の考えにつきましては、受け止めていきたいと思っております。そこで、実はですね、今回の学力テストの集約は、まだされていないということですね。そこでお聞きしたいのがですね。昨年、確かな学力育成プランというのを多方面にわたって分析し発行しました。1ページものと31ページものと2つあるわけなんですけども。これは、今年度もやっぱり、成績をもとに正答率やなんかをもとにアンケートをもとに、教育長、今年度もひとつ集約し発行したいという考えであるのかどうかということをおね、付け加えてちょっとお聞きしたいと思うんですよ。私はね、これは膨大なものですね、資料

ね。読んでみましても。本当、詰め込んでおりますよ。それだけに、これが配布になったところは、かなり反響があったんでないかというふうにみているんですよ。その場合、どういうね、この確かな学力育成プランによって意見等が、賛同する意見とか、あるいはこれ集約があまりこまこまして見づらいたとか、いろいろあったのかも知れません。教育長として、その辺のところですか。どう、捉えているのか。今年発行するというのであればですね、その辺のところを、ちょっとお伺いをいたしたい。私はですね、これ自論なりませうけれども、テストも2年に1回くらいで、いいんでないかと。そして、これもね、毎年ね、発行する必要って、データがだいたい似たような毎年出てきますよ。むしろこれは発行して、改善するところ、向上に向けて取り組むべき方策はこうであれば、それを1年間びっちり実践し、2年に1回くらい、もしあれだったら、改訂版で発行すると。そういうことで十分でないかというふうに思っておりますけれども、何か今、また、発行予定ありますかと言ったら、教育長うんうんと頷いていたような記憶もありますので、その点含めて、ひとつ、教育長、お答えいただきたいと思っております。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長安田昌彰君 森川議員の質問にお答えします。

学力テストの結果の、分析と検討についてでありますけども、本年度も学力向上プロジェクトチームを設置して、検討していきたいとこのように考えております。学力テストにつきましては、平成19年から今年まで、昨年

は北海道だけということで、全国はありませんでした。今北海道として、あるいは美唄としては、これで6回の実施をしているわけです。学力テストを実施することは究極的に点数を上げるということではないと私は思っております。点数の背景にあるですね、子どもたち一人一人の問題、課題としてやっぱり捉える必要があるんだとこのようにも考えております。義務教育としてですね、身につけなければならない望ましい学習内容が、この過去の実績も含めてですね、全国と比べて毎回やはり十分に定着してないという。この結果に対して、やはり私ども厳粛に受け止め、そして対応することが必要であると、その事は私ども大人の責任ではないかと、このようにも考えております。そのためにもですね、毎年毎年の学力テストの結果をですね、きちっと分析し次に活かすということを進めていきたいとこのように考えております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 森川議員の発言につきましては、既に3回におよびましたが、会議規則第56条ただし書きの規定により、特に発言を許します。

6番、森川明議員。

●6番森川明議員 ありがとうございます。

今の教育長の答弁でね。本年度も、テストの結果を集約し、また、あのアンケートの結果も集約し、あらゆる書くんだったら、今年発行したんで、また更に24年3月なんですか。何月になるかわかんけども、それが発行するということですよ。それで理解していいんですね。あの答弁では、発行する、したいということ言っておりましたが。そこでです

ね、その私が学力テストとの関係のさっき、その鶴居村の管区も言いましたけれども、補習ということについてね、ちょっとお伺いしたいと今、ふと思いついたんですよ。補習についてはこの31ページのどこ何回も見てね、これ出てこないんですよ。ところが、この1ページの、これはね。学校として主な取り組みの中では、補習学習という表現で出てきておりました。そこで、この補習ですけども、これは、従前も取り組んできた経過があるんですか。鶴居村では、夏休み、冬休みまで言いましたけども。どうもあるようにも聞いているんですよ。だから、その補習授業に対する取り組みと、今後もそれを続けていきたいという。そういう考えがあるのかどうかということね。1つは、お伺いしたいと思うんですけど。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長安田昌彰君 森川議員の質問にお答えします。

初めに、23年3月に発行しました「確かな学力育成プラン」、これ23年度もですね、「確かな学力育成プラン」の分限化に向けてということの形で冊子としてだささせていただいております。この事はですね、本市の子どもたちの学力をやはり保護者や先生はもとより、保護者や地域の方々にきちっとお知らせをして、どこが弱いからこういう支援をしてくださいというためにですね、こういうものをきちっと分析し、示していくことが必要だというふうに思っています。今年もですね、早くプロジェクトチームを立ち上げてですね、分析し、早目のですね、対応したいと思っています。形式は、このとおりののかどうか別にし

ても、そういう趣旨のですね、情報発信は、私どもとしてはしたいというふうに思っていますし、24年度ですね、予算にも反映できるようなそういうスピード感でやりたいというふうに思っております。それから、補習学習についてですけれども、これは、「確かな学力育成プラン」の中で学校として取り組む主な取り組みの1つとして位置づけをしております。確かな学力の底上げを目指すことからですね、補習学習をですね、今後とも取り組むことが必要であるこのように考えております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 次に、移ります。

5番、本郷幸治議員。

●5番本郷幸治議員（登壇） 平成24年第3回定例会に当たり、大綱2点について、市長並びに教育長にお伺いします。

大綱の1点目は、高齢者支援について、その1つ目は、成年後見制度について、成年後見制度は認知症の高齢者や精神・知的障がい者に、判断能力が十分でないことが不利益を被らないように家庭裁判所に申し立てをし、そのことを援助してくれる人を付けてもらう制度です。この制度は、平成12年度からスタートしました。この制度を知らない、後見人となる人がいない、申し立ての費用や報酬の支払いなど、金銭的な課題も多くありますが、本市の今までの対応と、過去3年間の利用実態がどのようになっているのかお伺いします。

次に、市民後見人の育成について、ある統計によりますと、認知症などの支援の対象者が日本では約500万人いるとの推計もあり、今後さらに加速する高齢化を考えますと、成年後見制度の必要性がますます高まることは

間違いありません。こうした社会状況の中で昨年、国は平成24年4月1日施行の老人福祉法第32条の2を新設されました。この法律は、後見等に係る体制の整備等が新設され、各市町村は後見、補佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成等を図るための必要な措置をとることが規定されました。本市の高齢化率の状況が全国平均をはるかに上回っている現況です。ぜひ市民後見人の育成を含めて、新たな体制の整備に向けて取り組んでいただきたいと思います。市長のご見解をお伺いします。

次に、救急医療情報キットについて、救急医療情報キットは、円筒形のプラスチックケースに、かかりつけの医療機関、既往症などの病歴、服用している薬の名称、緊急時の連絡先等を記入したカードを入れ、自宅の冷蔵庫に保管するものです。自宅で具合が悪くなり救急車を呼ぶなど、いざという時に、救急隊の方がカードに書かれている内容を確認し、医療機関に伝えられることで、適切な対応が図られるものです。本市の高齢化率も加速する中で、特に高齢者の一人暮らしの世帯も多くあります。そうした方々の不安解消のためにも、キットの配付を行うべきと考えますが、市長のご見解をお願いします。

それから、大綱の2点目は、通学路の安全対策について教育長にお伺いします。今年の4月23日、京都府亀岡市で集団下校中の小学生の列に、無免許の少年が運転する軽自動車突っ込み、児童及び保護者の2名が死亡。8名が重体、重軽傷を負うという、大変に痛ましい事故が発生しました。更には、千葉県館山市、愛知県岡崎市でも通学途中の交通事

故が続きました。本市でも同様な事故が起きるのではとの保護者からの不安の声が多く上がっております。そこで、こうした事故を未然に防ぐためにも、以下に述べる点について確認と提案をさせていただきます。

その1つ目は、通学路の総点検について、子どもの目線の高さで見ると、大人には気がつかない発見につながることも少なくありません。通学路の危険箇所を確認する際には、大人目線だけではなく、実際に児童や子どもたちと一緒に歩いて、子どもの目の高さや歩幅の視点で行うことを提案し、ご見解をお伺いします。

次に、通学路の安全マップについて、各小学校で通学路の安全マップを配付されていると思いますが、その中身の内容については、誰が主体となって、どのような視点で安全マップを作成しているかお伺いします。

次に、アンケート調査について、児童を対象にアンケート調査を行い、実際に毎日登下校で感じている子ども達の生の声を取り上げて、取りまとめてはいかがでしょうか。ご見解をお伺いします。

最後に、安全対策・事故防止について、児童、保護者、ドライバーさらには地域住民に対しての安全対策・事故防止上の意識啓発、周知徹底を行うことについてどのようにお考えでしょうか。既に取り組みされていること、また、今後の取り組みの予定があればお示しください。

以上でこの場からの質問を終わります。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 本郷議員の質問にお答えいたします。

初めに、高齢者支援について、成年後見制度についてであります。認知症の高齢者や知的障がい、精神障がいのある方など、法律行為が困難な方の権利を擁護し、広く地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、平成18年に要綱を定め実施しております。市の対応として、親族等による家庭裁判所への申し立てが期待できず、放置できない場合は、美唄市長が本人に代わって申し立てを行い、あわせて、生活保護者やそれに準ずる方々に対しては、収入印紙、鑑定、診断書などの申し立て費用や、後見人費用も助成しております。この事業では、過去3年間で平成23年に障がい者から1件の申請があり、市長が申し立てをし、後見人が選任されたところでございます。

次に、市民後見人の育成についてありますが、増加する認知症高齢者を経済的被害等の権利侵害から守るため、後見支援の充実が必要となってきます。しかしながら、近くに親族がいない、また、地域によっては弁護士、司法書士等の専門職がいないなど、後見人の受け皿がないことを解消するため、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けることのできる、地域包括ケアシステムの1つとして老人福祉法の第32条の2が新設され、専門職や親族以外の方が後見支援を行う市民後見人の育成・活用が、市町村の努力義務とされました。市民後見人は、一般市民が日常の金銭管理や介護サービスの利用契約などを、同じ市民の立場で専門職とは異なる身近な関係を活かした地域における権利擁護の担い手として期待さ

れているところであります。このため、美唄市社会福祉協議会では、昨年から地域成年後見センター設立について検討を行っている中で、「市民後見人」の養成も検討していると伺っているところであります。市としましては、市民後見人の育成・活用については、今後十分に検討してまいりたいと考えております。

次に、救急医療情報キットについてですが、かかりつけ医や服薬等の医療情報を入れた容器「救急医療情報キット」は、自宅で具合が悪くなり救急車を呼ぶ場合など、「もしも」の時の適切な対応に有効であり、高齢者、特にひとり暮らしの方々には安全と安心な生活を送っていただける取り組みとして考えております。当市におきましては、社会福祉協議会で助成事業を行っており、現在6町内会に対し、303個分の助成を行っているとのこととあります。市といたしましては、「救急医療情報キット」についての問い合わせ等があった場合の情報提供やキットに入れた医療情報を適切に更新し、万が一に備えるよう周知をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 議長内馬場克康君 教育長。
- 教育長安田昌彰君（登壇） 本郷議員の質問にお答えします。

初めに、通学路の安全対策について、通学路の総点検についてですが、本年4月の亀岡市などでの登校中における児童等の事故の発生後、文部科学省や道教委の指示を受けて、5月に市内全校で通学路の安全点検や見直しを行い、危険箇所については8月に該当する校区において、教育委員会を中心に、警察や道路管理者による合同点検を実施した

ところであります。通学路の点検の仕方につきましては、学校において日ごろから通学路の危険箇所について児童からの情報を尊重し、校外活動等で児童と行動を共にする中で、校区内の危険箇所の把握に努めてる所であります。各学校においては、今後さらに意識して児童の目線に立った安全指導や危険箇所の把握に努めてまいりたいと考えております。

次に、通学路の安全マップについてですが、現在、校区の児童の登下校の実態に応じて、市内4校の小学校で作成されており、いずれの学校においても校区や通学路の危険箇所を教職員ばかりではなく、保護者や地域住民、児童の声を生かして作成されているものであり、定期的に見直しが図られております。

次にアンケート調査についてですが、各学校においては、児童生徒や保護者・地域住民の声を通して常に危険箇所の把握に努めてるところですが、各学校の校区や、通学路の実態に応じて、アンケート調査など児童生徒の声を十分に聴きとる工夫が必要であるとと考えております。

次に、安全対策・事故防止についてですが、それぞれの学校で交通安全教室を実施し、児童の交通規則の理解や安全意識を高めるとともに、町内会やすきやき隊による地域ぐるみの事故防止の取り組みを進めてるところであります。市教委としましても、今回の合同点検の結果を踏まえて、対策の必要がある箇所については、警察や道路管理者との協議を実施し、標識や横断歩道の設置などを含め、できる限りの対策をすところとあります。また、ご提言いただきました項目につ

きましては、今後各学校の安全マップの作成や更新にあたり、子どもの安全を地域ぐるみで確保するという視点で、可能な限り生かしてまいりたいと考えております。なお、一昨日、文部科学省が「通学路対策アドバイザー制度」の創設に関する発表をしておりますので、今後、その動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ延会いたしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

本日はこれをもって延会いたします。

午後 2時14分 延会

